

Title	日本古代の個別経営に関する諸問題：大宝二年御野国戸籍を素材として
Author	吉田, 晶
Citation	市大日本史. 12 卷, p.1-40.
Issue Date	2009-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

日本古代の個別経営に関する諸問題

— 大宝二年御野国戸籍を素材として —

吉田 晶

はじめに

一九八〇年代から最近に到るまで、戦後歴史学の科学としてのあり方やそこで主張された諸学説に対する批判的検討がさまざまな形で進められている。もとより研究の進展によって旧説が見直されることは当然のことであり、批判に対しては必要に応じて自らの見解を明らかにする必要もある。こうした動向のもとで私もいくつかの批判を頂いているが、その中で重視したいのは個別経営論に関するものである。

個別経営論は、私にとって日本古代の社会と国家を考えるうえでのキーワードのひとつであり、さらにその批判に必ずしも納得していないからである。この問題に関しては多くのことを論じなければならぬが、本稿では、個別経営論をめぐる問題状況と、御野国戸籍の郷戸における親族構成と寄口のあり方を中心にして、郷戸的結合を成り立たせている人と人との結びつき方について理解するところを述べ、それと個別経営との関係およびその階層的構成について展望したいと思う。

もとより個別経営論にとっては、諸階層の生産・再生産活動の実態と経営主体相互の関係、史料に現れる「村」の実態の解明、さらに郡司を中心とした国家の支配体制との関係についても述べる必要があるが、それらについては別の機会を得ることにしたい。

一 個別経営論の問題状況

(一) 個別経営論の概要

個別経営とは主として経済学で使用される小経営生産様式とは異なる歴史的概念である。小経営生産様式に関してはすでにいくつかの有益な論考もあるが、私は、¹⁾経済的・政治的に自立した単婚小家族を経営主体とし、原始的共同体の解体から現代まで存在する経営主体に関する通時的な概念である、と理解している。日本古代の個別経営はこれと異なり、四・五世紀以来の首長的支配関係から相対的な自立を遂げつつある家長を中心にした複合的家族(家父長的世帯共同体)を経営主体とし、五世紀末から六世紀代に成立したと考えられるものである。

家父長的世帯共同体論を始めて提起したのは、八世紀の戸籍研究を基礎にした門脇楨二の研究であるが、その内容は六世紀代以降の群集墳の营造主体や六世紀前半期の黒井峯遺跡などの考古学的事実によって支持されていると、私は理解している。もとより文献史料による実証には多くの課題も残されているが、その概要についてはいくつかの拙著で述べたことがある。

これに関連して注意したいのは、有力な個別経営を営む家父長の子の代表的地位を占めたものが、周辺の民衆にたいして経済的・社会的に優位に立ち、それぞれの本拠とする地域の公的秩序を人格的に体現するあらたな首長となることで、大化二年(646)正月甲子詔・同年三月甲申詔に「村首」として記されている階層がこれに相当する。彼らはそれまでの前方後円墳や首長居館を営んでいた「伝統的首長」とは異なる存在であり、「村落首長」として区別する必要がある、と私は考えている。

六世紀代以降、王権を中心とした支配層は、東アジアの隋・唐帝国の成立や新羅の台頭による朝鮮半島での三国の厳しい対立などの国際的緊張関係とともに、個別経営や村落首長の出現などの倭人社会内部の変動に対応する支配体制の樹立を図る必要に迫られていた。そのために中国の諸制度や仏教などを積極的に受容して本格的な国家形成を進め、七世紀後半期に律令国家を成立させるにいたる。つまり、律令国家は内・外の新たな事態に対応する過程で形成されたと見るわけがある。

(2) 七〇年代以降の国家と社会に関する学説(一)

七一年の石母田正『日本の古代国家』は、律令体制を含む古代社会の全体を、首長制的関係を基礎にして把握するとともに、国際関係を国家形成の重要な契機とする学説を提起して大きな影響を与えた。その後、女性史や社会人類学などの視点をもふくむさまざまな研究も行われているが、そのなかにはいくつかの同意しかねる論点も含まれている。

律令国家成立に国際的契機(とくに663年の白村江の敗戦)を重視するが、内的要因をほとんど考慮しない傾向がある。このことは石母田説が律令国家を前代以来の首長制的生産関係を基礎とする郡司を中心にした国家体制と位置づけたことによるところが大きい。その後の早川庄八・吉田孝・明石一紀・義江明子などによって、古代社会では血縁的には父系・母系の双方的親族関係が機能して家父長的関係は未発達であり、さらに夫婦関係の不安定な小家族が広範に存在しているため、一般民衆のあいだに個別経営は成立しておらず、民衆は郡司などの首長の庇護の下で流動的な生活を過ごしていたとする学説が提起されている。もとより個別経営の存在を前提にして理解する学説も依然として支持されていると思われるが、否定論との積極的な対話がなく、現在では否定論が有力な学説として並存している状況にあるといえよう。

こうした動向に対して岩永省三が田中良之の親族構造論(後述)を基礎にして行っている批判的展望や、山尾幸久の房戸的結合を主体とする個別経営の存在を前提にした所有論などは、その論点にいくつかの異論もあるが、貴重な内容を持っていると私は考えている。

一九七〇年代以降に古代女性史の分野で目覚ましい業績を残した関口裕子は、八・九世紀においても婚姻関係は世界史的には未開社会の対偶婚の段階であったとし、男女は対等で個人的に資産を所有し、婚姻関係は「気の向くまま」の期間持続される不安定なもので、家族は母と未婚の子に夫が加わった不安定な結合であったとする。こうした家族や婚姻の認識は女性史の分野で通説化しており、いくつかの論点の差をもつてはいるが前述の義江も同様で、義江はこうした家族を「母と子プラス夫」と定式化している。

以上のような婚姻・家族関係の認識に立つと、いわば当然の結果として日本古代では家父長制的関係は未発達であるとする結論が導かれ、支配層で十世紀、一般民衆では十一世紀の段階で成立したとの認識が共有されることになる。さらに家父長的世帯共同体概念は学術用語として不相当とする主張も生まれてくる。家父長制概念をどのように理解するかはそれ自体として慎重に考慮する必要がある。さし当たって指摘しておきたいのは、家父長制は歴史的にさまざまな内容をもっており、未開社会の末期から古代はもとより近代さらには現代にも世界的に存在する人格的・慣習的あるいは制度的に裏付けられた人間関係・支配関係のひとつであり、一義的な定義を適用してその有無を断定できるようなものではないということである。

その意味でエンゲルスが「起源」で重視した、古代ローマの男性家長による家族に対する絶対的支配と非血縁者に対する奴隸制支配という内容に拘る必要はない。この点で、その内容の解釈に人による差も

見られるが、マルクスがモーガンの『古代社会』に加えた評註や、ウーバーが支配の諸類型として捉えた「伝統的支配」のひとつとして家父長制に関する論述などの、柔軟な理解を想起する必要がある、と私は考えている。超歴史的な概念で家父長制を一義的に定義してその有無を断定するのではなく、史料にもとづいた歴史的事実によって、それがどういう内容で家父長制と表現できる支配関係なのかを明らかにする必要がある。そのことは、さまざまな形態をとって存在する人間に対する理不尽な支配のありようを実証的に明らかにするとともにそれを批判し、そうした関係を終わらせることを求める批判的歴史学にとつて必要な作業であると、私は考えている。

前述のような家父長制に関する最近の通説的立場からの見解として、親が子を奴婢として売ることがは（持統紀五年三月癸巳条など）飢饉や貧窮時に通時的に行われることで、古代社会での家父長制の指標にはならない、とする説も出されている^⑬。当然のことながら私はまったく賛成できない。父である母であるとを問わず、親が子を奴婢として売ることができるといふ関係は、親による子にたいする人身支配としての家父長的関係の存在を前提にしたものである。そのことが通時的に行われていることは、通時的にこうした関係が存在したことを示すもので、古代社会にそうした内容をもつ家父長的関係の存在を物語る証拠と見なければならぬ。どのような状況下であれ、親が子を奴婢として売って関係を家父長的支配と見ないという議論のあり方には、さき述べてような批判的歴史学を重視する私には賛成できないのである。

一九七〇年代以降の家族研究で特徴的なことは、八世紀の戸籍計帳に記されている郷戸について、国家の人民支配のための基本台帳として編戸されたものであり、その記載様式や人員編成において、国家の政策による擬制的要素が強く働いているとし、郷戸構成から当時の家族実態を探究することに消極的さらには否定的な傾向が見られる。その結果、万葉集や各種の説話集などの史料が重視されることになる。確かに戸籍計帳の郷戸構成をそのまま当時の実態家族とみることには慎重でなければならない。だがその構成が当時の実態としての家族・親族的結合と無縁なものであるならば、人民支配の台帳としての役割も担えないことになる。国家の側からのさまざまな擬制を受けている郷戸構成から、どのような当時の家族や親族の実態を究明できるか、言い換えれば実態としての家族・親族関係を郷戸がどのように編成しているのかを明らかにすること、さらに郷戸として把握されている単位が当時の民衆にとってどういう意味を持つ存在だったのかを明らかにする必要があると私は考えている。

以上のような現段階での有力な通説的見地からすると、六世紀以降に家父長的関係の形成やそうした関係を基礎にした個別経営の存在は、理論的にも実証的にも認められないことになるが、このことについて私はまったく賛成できないのである。

(3) 七〇年代以降の国家と社会に関する学説(2)

七〇年代以降の個別経営に関連する研究には、当然、多くの発展的

に継承すべき貴重な成果も含まれている。以下ではそのうちのいくつかにについて私見を述べる。

そのひとつは吉田孝・明石一紀らの社会人類学の成果をふまえて展開されている親族関係論である。¹⁴ 日本古代の親族称呼が父系・母系にかかわらず、オジ・オバ、オイ・メイの共通の称呼を持つことなどから、双方向的親族関係が基本であること、そうした関係が律令制の父系主義によって国家的に再編成されてゆくが、社会の内部では双方向的親族関係が根強く機能していたことを明らかにしている。古代社会の基礎にこうした親族関係の存在したことは確かな事実であり、そのことを明らかにした意義は大きい。問題はそのことを重視して家父長的関係の存在を否定するところにある。双方向的親族関係の支配的な社会においても、その社会の一定の歴史的条件的のもとで父系を中心にした家父長的関係は存在しているのである。

こうした問題について形質人類学・考古学の方法によって貴重な成果を挙げているのは、田中良之の一連の研究である。¹⁵ 田中は古墳の複数以上の被葬者の人骨とくに歯冠計測値を基礎にして古代家族を三つの基本モデルに区分する。第Iモデルは、被葬者に関して男女にかかわらずなくキョウダイ関係を重視しているもので、古墳の複数の被葬者の初葬者は男女のいずれでもよく、男女の複葬は夫婦でなくキョウダイであり、中心埋葬者が女性であることも少なくない。こうした関係は五世紀後半期まで支配的であった。第IIモデルは五世紀後半期に現れるもので、男性家長を中心に次の家長にならなかつた子供たちが男

女の区別なくキョウダイとして埋葬されているタイプである。第三モデルは六世紀前半〜中葉の時期から始まるもので、第二モデルに家長の妻（子供にとつての母）の加わったものである。なお清家章も同様の内容を明らかにしている。¹⁶⁾

田中は五世紀後半以降に現れた変化について、支配層が中国の父系による社会の組織化を積極的に受容したと内外での軍事的緊張が高まったことを挙げるが、こうした変化を家長制の発展と見ることは慎重であり、古代社会では第一モデルに見られるような双方向的なキョウダイ関係が基調として存在したことを重視している。この点は清家も同様である。田中の研究成果とその提言は尊重すべきである。

だが氏自身の家長概念は必ずしも明らかでなく、三類型に変化する関係を家長的関係の展開として位置づけることは可能である、と私は考えている。

前述のように、七〇年代以降、戸籍・計帳による家族・親族の研究はかつてのような活発さはないが、史料批判に基づく貴重な成果が蓄積されてきている。なかでも南部昇・杉本一樹の研究は注目すべき内容をもつ。南部は史料批判に基づいて各戸籍の史料価値には差があり、西海道戸籍と御野国加毛郡戸籍の信憑性が高く郡毎にその差のあることなどを明らかにしながら、法的擬制のもとでの家族の実態の解明に努めている。¹⁷⁾ 杉本は郷戸研究と家族研究を分離すべきであり、未知数の家族実態を国家の編戸原理を明らかにすることを通じて解明する必要を強調し、編成の核となったのは成年男子である戸主であり、郷

戸は戸主から男系・女系双方の親族関係を辿って、ほぼイトコを超えない範囲の親族を中心としながら、側展的に組織していることを明らかにした。¹⁸⁾ このほか中田興吉も家族の問題を多面的に追及している。¹⁹⁾

いまひとつ重視したいのは、今津勝紀の戸籍に関する歴史人口学的視角からの研究である。²⁰⁾ 今津は御野国戸籍を中心にして先行するファリスの成果をふまえながら歴史人口学的分析を行い、八世紀初頭は多産多死の社会で、平均寿命は男女とも三〇歳前後であり、若い夫婦の年齢差は少ないが高齢になると年長の夫と妻との年齢差が高くなること、戸主の再婚率のたかいことなどを指摘し、こうした生存をめぐる厳しい環境のもとで、人々は同世代のキョウダイ・イトコと密接な関係をもって生活してゆかねばならなかったことを明らかにしている。氏の指摘は家族や親族のありようを考えるうえで基礎的な問題を提起しているといえるだろう。

以上のような最近の成果をふまえ、郷戸構成の検討を基礎にして、八世紀初頭の段階での個別経営の主体をどのように理解できるかが課題となるわけである。以下では御野国戸籍を中心に考えることにしたい。

二 御野国戸籍の概要

御野国戸籍は、大宝二年(702)の年紀をもち、六郡にわたる一三四戸を記すが、郷戸構成の明らかなのは一〇九戸で、同年の西海道や養老五年(721)の下総国の戸籍とは異なる記載様式を持っており、大宝令以前の浄御原令の造籍式での作成や、東山道方式の造籍式の存在の可能

性も指摘されている。西海道戸籍との差についてはすでに多くの人が指摘している。²²⁾とくに御野戸籍が五保・三政戸・九等戸を記すことは重要で、それによってそれぞれの郷戸の地域社会での位置を立体的に考察することができる。この戸籍については多くの優れた研究があるが、最近の多角的研究として新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』²³⁾がある。以下では同書の内容を同戸籍研究の現段階とうけつめ、郷戸構成の明らかな一〇九戸について、戸ごとに戸籍の記載に従って図解作業をおこない、その構成を戸主との関係ごとに数値化し、その内容をいくつかの視点から分類することからはじめたいと思う。

表1は郷戸構成を戸主との関係で分類してその数値を整理したものである。直系は戸主の母・妻・妾・子・孫を含む。傍系は戸主の兄弟姉妹・伯叔姑とその親族を含む。「同党」は本戸籍にのみ使用されている用語で、内容的には同姓・異姓を問わず戸主のイトコに相当するものが多いが、世代的にオジ・オバに相当するもの、イトコの子などの「側展」的に展開した親族の含まれている場合もある。「寄人」は他の戸籍・計帳などでは「寄口」と記されているので以下では「寄口」の用語を用いるが、戸主と同姓のものと異姓のものがある。寄口に関しては、同姓寄口が戸主となんらかの同族関係にあったと推定されること、異姓寄口の中に戸主家族と姻戚関係にあったものも含まれていたことなどが、すでに指摘されている。以上のような郷戸の構成要素とその人数から見ると、郷戸の約八〇パーセントが戸主の親族であり、寄口にも広い意味での親族が含まれていることからすると、奴婢を別

にするならば、郷戸は公的にも社会的にも戸主の親族関係を基本にして組織された単位であったということが出来る。表2は里毎に戸を単位にして構成別にまとめたものである。

表3は半布里の人口を保ごとに分類して集計したものである。それによれば戸は平均約二〇人で五保は約一〇〇人、里は約一〇〇〇人で構成されていたと見ることが出来る。もとよりこうした数値はあくまで標準的なもので現実にはさまざまな差のあることはいうまでもない。最大では肩々里の国造大庭戸の奴婢五九人を含む九六人、最小では半布里の敢臣族岸臣目太戸などの八人までである。こうした規模の差を許容しているところに郷戸編成のひとつの特徴がある。なお、一〇九戸の人口総数が二二九五人で一戸約二一人であることも留意しておきたい。律令国家は里制や郷戸制の人口構成について一応の目安となる数値をもちながら、その実施に当たっては地域社会の現実をふまえて柔軟に対応していたと見ることができよう。

表4は、正丁と兵士を合計した課丁数(次丁と少丁は除外)と三政戸の区分を、那里別に集計したものである。ここでも大まかな目安としては、上政戸は五丁以上、中政戸は四〜三丁、下政戸は二〜一丁であるが、いくつもの例外がある。そのうちのいくつかについて述べておこう。三丁で上政戸の唯一の例は半布里の戸番7の県主族安麻呂戸であるが、同戸には正丁二・兵士一のほか男子は小子四・緑児一、あとは九人の女性が編戸されているだけで、戸口構成からすると上政戸として扱われる理由を見出せない。注意したいのは半布里に同姓同名の

表1 郷戸構成の人口別分類

	総数	親族数	直系	傍系	同党	寄口数	同姓	異姓	奴婢
加毛郡半布里	1,119人	950人	501人	339人	111人	141人	59人	82人	27人
味蜂間郡春部里	595	504	201	274	30	70	23	47	20
本簀郡栗栖太里	299	242	88	112	42	51	9	42	6
山方郡三井田里	109	92	52	34	6	13	9	4	4
肩県郡肩々里	136	34	17	7	10	40	0	40	62
未詳里	37	34	21	7	6	3	0	3	0
総数	2,295人	1,858人	880人	773人	205人	318人	100人	218人	119人
比率		80.9%	38.3%	32.9%	8.9%	13.8%	4.3%	9.4%	5.1%

1. 対象としたのは134戸中、戸主との関係の判明する109戸に限定した。
2. 直系は戸主母・妻・妾・子・孫とその家族を含む。
3. 傍系は兄弟・姉妹・伯叔姑とその親族を含む。
4. 同党は戸籍の記載による(原則的には従父兄弟姉妹とその親族)。
5. 寄口の同姓・異姓の区別は頭記者の氏姓による。

表2 郷戸構成の戸単位分類

		親族のみ	親族+寄口	親族+奴婢	親族+寄口+奴婢
半布里	54戸	22	23	6	3
春部里	26戸	9	13	3	1
栗栖太里	17戸	6	8	2	1
三井田里	6戸	2	3	1	
肩々里	3戸	1			2
未詳里	3戸	1	2		
総数	109戸	41	49	12	7
比率		37.6%	44.9%	11.0%	6.4%

表3 加毛郡半布里戸口別集計

保	戸数	戸口総数	直系親	傍系親	戸主同党	寄口	奴婢
A	1	17	10	2		5	
B	5	113	56	46	8	3	
C	5	118	47	23	20	12	16
D	5	108	36	24	2	46	
E	5	94	45	35	8	6	
F	5	86	43	20	5	17	1
G	5	99	47	27	20		5
H	5	117	63	36	15	3	
I	5	92	43	38	6	4	1
J	5	101	43	25	15	17	1
K	8	174	68	63	12	28	3
計	54	1,119	501	339	111	141	27

戸数20人、保約100人が編戸の目安か

三政戸については、従来から軍制との関係が重視されており、中政戸から一人、上政戸から一〜二人、下政戸から

性も考えられる。
 のの特権的措置であった可能性も考えられる。

ているのは、記載ミスでなければ国造一族に属することからの特権的措置であった可能性も考えられる。
 戸が四丁で下政戸に区分されているのは、記載ミスでなければ国造一族に属することからの特権的措置であった可能性も考えられる。

(参考)

味蜂間郡春部里
 B保 133人
 C保 146人
 D保 111人
 F保 84人
 4保 474人
 平均約118人

一人の兵士が出ている。三政戸に兵士役以外にどのような負担項目があったのかは必ずしも明らかでないが、常識的には上位ほど多くの負担を課せられたと見てよいのではな
 調達と関係することはすでに指摘されており、同戸からも一人の兵士が出ている。三政戸に兵士役以外にどのような負担項目があったのかは必ずしも明らかでないが、常識的には上位ほど多くの負担を課せられたと見てよいのではな
 ている。三政戸の区分が兵士調達と関係することはすでに指摘されており、同戸からも一人の兵士が出ている。三政戸に兵士役以外にどのような負担項目があったのかは必ずしも明らかでないが、常識的には上位ほど多くの負担を課せられたと見てよいのではな

戸主が戸番5と戸番14に二名おり、いずれも上政戸で隣接する保に編戸されていることである。この場合はこうした関係から中政戸と記すべきところを誤って記したとみるのが無難だと思う。四丁で下政戸の

唯一の例は肩々里の国造川嶋戸である。この場合も中政戸の記載ミスの可能性はある。この戸については後にも述べるが、郡内や里内の代表的な首長で中下戸の国造大庭の一族であり、しかも同じ五保に属している。三政戸の区分が兵士調達と関係することはすでに指摘されており、同戸からも一人の兵士が出ている。三政戸に兵士役以外にどのような負担項目があったのかは必ずしも明らかでないが、常識的には上位ほど多くの負担を課せられたと見てよいのではな

〇〇一人の兵士を徴発し、一里(五十戸)から五〇人の兵士で軍団の基礎単位である「隊」を編成する仕組みになっていたと考えられてきた。

新川登龜男は里毎に三政戸と兵士徴発との関係を検討するとともにこの制度の成立と展開を論じ、この制度が七世紀中ごろ以降の半世紀にわたる軍事的緊張に触発されながら、持続はしなかったが、令制以前から準備されていた人民支配の「政」の大系の一環であった、と位置づけている²³。三政戸の区分は大まかな課丁数による分類を基礎に、作成上の誤りや有力戸への特権承認などの歪みを含みながらも、地域社会と郷戸構成の実情をそれなりに反映しながら行われていたとみることができるところ。

表5は里ごとに氏姓別に九等戸の区分を整理したものである。九等戸は、令制では窮民救恤のための義倉への粟の納入量の多少にかかわるもので、上上戸二石から下下戸一斗まで貧富の差によって九等に区分されていた。和同銭の発行以後、蓄銭の量による区分も行われたが、大宝二年の段階での区分の基準は不明である。天平二年(730)の安房国・越前国の義倉帳断簡が残されていて当時の九等戸制の一端を知りうるが、ほとんどの農民は「等外戸」に区分されている。本戸籍での基準は不明だが、おそらくは地域社会での階層的地位や貧富の差などを配慮しながら、中下以下の四等に区分されたものと思われる。半布里の実例や三井田里にのみ残されている集計から知られるところでは、里内の戸について中下戸一戸・下上戸二戸・下中戸七・九戸・下下戸四〇〜四二戸となっており、上位二ランクの数はおおむね固定し最下

位も八〇パーセントを占めるような目安になっていたことが知られる。なお天平二年の義倉帳の等外戸が、安房国で七九・一パーセント、越前国で九〇・二パーセントであることからすると、御野国戸籍の下下戸は天平二年の段階では等外戸の扱いを受けたものと思われる。表5の半布里の内容から、県造・県主族・秦人などの同族集団の存在とその階層的構成について新川登龜男は興味深い問題を指摘している²⁴。地域社会の階層的構成と九等戸については後述する。

表6は下中戸以上と奴婢を所有する戸とその構成についてまとめたものである。これによると下中戸以上に奴婢所有の集中する傾向はあるが、二一戸中八戸は所有せず、その一方で七戸の下下戸が奴婢を所有していたことが知られる。奴婢所有と九等戸ランクが必ずしも対応しないことも当時の地域社会を考えるうえで留意すべきことと思われる。三政戸と九等戸は区分の原則が異なるために対応せず、奴婢所有もそれらと厳密な対応関係にない。だがその一方でそうした傾向を持ちながらも、九等戸の上位の有力戸では三政戸や奴婢所有においてある程度の対応関係のあることも確かな事実である。以上のような意味では多様な内容をもつ戸籍の郷戸構成から、地域社会の中の家族・親族と郷戸構成の持つ意味について具体的に考えることが課題となるわけである。

三 戸主について

郷戸が広い意味での戸主親族を中心に構成されていたことは前述の

表4 三政戸と課丁数の関係

	上政戸					中政戸			下政戸			
	8丁	6丁	5丁	4丁	3丁	4丁	3丁	2丁	4丁	3丁	2丁	1丁
半布里 54戸		2	7		1	22	17			2	2	1
	10戸					39戸			5戸			
春部里 28戸	3	5	4	1		8	3	1			3	
	13戸					12戸			3戸			
栗栖太里 21戸			3	1		3	2			2	8	2
	4戸					5戸			12戸			
三井田里 9戸			2			1	3				1	2
	2戸					4戸			3戸			
肩々里 2戸	1								1			
	1戸								1戸			
未詳里 4戸							1			1	2	
						1戸			3戸			
118戸	30戸					61戸			27戸			

表5 九等戸と戸主氏姓の分布

半布里		県造	県主族	秦人	秦人部	神人	不破勝族	県主	石部	物部	守部	穂積部	生部	敢臣族 岸臣
54戸	中下	1	1											
13氏姓	下上	2		1	1									
	下中	9	1	3	3	1	1							
	下々	42	1	11	16	2	3	1	2	1	1	1	1	1
			3	15	20	2	4	2	2	1	1	1	1	1

春部里		国造族	六人部	春部	漢人	春日	石部	石作部	都布江部
26戸	下上	1	1						
8氏姓	下中	1	1						
	下々	24	8	5	2	1	1	1	1
			10	5	5	2	1	1	1

栗栖太里		麻績部	漢部	栗栖田君	刑部	道守部	六人部	建部	十市部	物部	漢人
17戸	下中	3	1	1							
10氏姓	下々	14	1		6	2	1	1	1	1	1
			2	1	1	2	1	1	1	1	1

三井田里		他田	五百木部君	五百木部	伊福部
6戸	下中	1	1		
4氏姓	下々	5		2	1
			1	2	1

肩々里		国造	不明
3戸	中下	1	1
1+?氏姓	下々	2	1
		2	1

未詳里		六人部	六人部	生部
3戸	下々	3	1	1
3氏姓		1	1	1

〔三井田里50戸の集計から〕

	上政戸	中政戸	下政戸
中下戸	1		
下上戸	1		1
下中戸	7	5	1
下々戸	40	8	16
	11	21	18

奴婢	所有者					備 考
	戸主	戸主妻	兄弟	戸主母	その他	
59	22	37				寄人(4)①、奴30(12)婢29(12)②
13				13		寄人(1)、奴8(1)婢5(4) 戸主兄2人と戸主の家族
1	1					婢1、第2人と戸主の家族
13	8	3	2			奴7(1)婢6(4) 妻のほか妾2人をもつ、10人の子のうち3人の男子は妻と子を同籍 戸主は追正八位上
1	1					奴1(1) 寄人(2)、寄人は戸主妻と同氏姓
1	1					婢1、戸主兄73才、戸主は60才
4	4					奴(1)婢3(2)、5人の子とその家族中心 戸主に14人の子、妻のほか亡妻児あり
1	1					奴1(1) 寄人1(1)、戸主と弟3人の家族に1人の寄人(兵士)
2	2					奴1(1)婢1(1)、婚姻関係複雑
1					1	奴1(1)は戸主甥佐居の所有、戸主の妹たちの家族中心
1						戸構成不明 下中の背景不明、奴婢なし、正丁1、次丁2、口数少し
3	1		2			婢3(2)、戸主・弟2人に各1人
4	4					奴1婢3(1)、戸主兄・弟にそれぞれの母存、奴婢は戸主のみ所有 戸構成不明、戸主弟(55才)追正八位上
2	1		1			寄人(2)、戸主・弟が少奴を各1
1	1					婢1、戸口の注記からすると正丁は4人、総計の次丁1人は戸口に記されず
3	1	1	1		3	寄人(1)、戸主奴(1)、妻婢1、戸主弟婢1
3					2	寄人(1)、婢3(1)の所有者の記載なし、戸主母・戸主兄在 戸主甥奴1・婢1(1)所有、別の戸主甥の「同党」が附貫
2	2					奴1(1)婢1、戸主同党に正丁2、兵士2
3	3					寄人(3)、奴1(1)婢2、寄人グループが主体、九等・三政で最下とす

寄人 () 内の数字は正丁・兵士の人数
奴婢 () 内の数字は正奴・正婢の人数

婢		所有者			所有者					備 考
正婢	その他	単独	グループ	混合	戸主	戸主妻	戸主母	戸主兄弟	その他	
4	1	9	婢2	○			13			
		1			1					奴25才
		2			1			1		戸主奴18才、戸主弟奴19才
	1	1			1					5才婢
	1				1					14才婢
2	1	4			4					奴27才、婢30才・22才・12才
	1	1			1					19才婢
		1			1					23才奴
	2	3			1	1		1		戸主は25才奴、戸主妻婢17才、戸主弟婢7才
1		2			2					
1	2		婢0		(?)					婢の所有者名を欠く、婢は母子
4	2	13			8	3		2		戸主奴4・婢4、戸主妻奴2・婢1、弟奴1・婢1
1									2	戸主甥所有
		1							1	戸主甥所有
	1				2					奴25才、婢7才
2	1				1			2		兄弟3人が1名ずつの婢を所有
1	2	1	婢3		4					おそらく奴婢4人家族か
	2	3			3					奴婢は家族か
12	17	16	13	○	22	37				奴婢別記載だが家族をなすもの多し

表6 中下・下上・下中戸と奴婢を所有する下々戸の構成

	九等戸	三政戸	里名	戸主名	口数	正丁	兵士	直系	傍系	同党	寄人	
											同姓	異姓
1	中下	上	肩々里	国造大庭	96	7	1	11	6	1		19
2	〃	上	半布里	県造吉事	44	5	1	5	8	14		4
3	下上	上	半布里	県主族牛麻呂	31	4	1	11	20			
4	〃	中	〃	秦人甲	24	3	1	10	13			
5	〃	上	春部里	国造族加良安	51	7	1	12	15	11		
6	下中	上	半布里	県主族安麻呂	21	4	1	21				
7	〃	中	〃	県主族津真利	23	3	1	20	1			2
8	〃	中	〃	県造荒嶋	13	3	1	4	2	6		
9	〃	中	〃	神人辛人	20	3	1	5	5	2		8
10	〃	中	〃	秦人多都	24	3	1	6	15	2		
11	〃	中	〃	秦人多麻	31	3	1	27				
12	〃	上	〃	県主族安倍	27	3	2	19	7			1
13	〃	中	〃	不破勝族金麻呂	23	3	1	8	14			
14	〃	上	〃	秦人桑手	23	3	2	8	14		1	
15	〃	上	春部里	国造族菅麻呂	46	5	1	23	21			
16	〃	中	栗栖太里	漢部目速	18	1	2	7	10			
(17)	〃	上	〃	栗栖田君族広麻呂	32	3	2					
18	〃	下	〃	麻績部小知	13	1	1	12				1
19	〃	下	〃	栗栖田君土方	22	1	1	3	2	10		4
20	〃	中	三井田里	他田赤人	23	3	1	6	13			
(21)	〃	中	〃	五百木部牛	14	2	1					
22	下々	中	半布里	県主万得	21	3	1	8	5		1	6
23	〃	中	〃	生部津野麻呂	16	3	1	11	4			
24	〃	中	〃	県造紫	32	3		3	11	4		11
25	〃	中	春部里	国造族豊嶋	29	3	1	4	11		11	
26	〃	上	〃	国造族文得	26	5	1	12	12			
27	〃	上	栗栖太里	刑部都牟志	15	3	2	6	1	6		
28	〃	下	肩々里	国造川嶋	26	3	1	2				21

(17) (21)は、戸番の構成の記載の不完全な戸(109戸中に含まれていない)

表7 奴婢の存在形態(19戸)

里	戸番	戸主名	三政戸	九等戸	戸口数	正丁数	直系	傍系	同党	寄人		奴婢 総数	奴	
										同姓	異姓		正奴	その他
半布里	9	県造吉事	上	中下	44	6	5	8	14		4	13	1	7
	10	県造荒嶋	中	下中	13	4	4	2	6			1	1	
	11	県主万得	中	下々	21	4	8	5			6	2		2
	26	生部津野麻呂	中	下々	16	4	11	4				1		
	28	秦人多都	中	下中	24	4	6	15	2			1		
	30	秦人多麻	中	下中	31	4	27					4	1	
	38	秦人甲	中	下上	24	4	10	13				1		
	44	不破勝族金麻呂	中	下中	23	4	8	14				1	1	
	50	県造紫	中	下々	32	3	3	11	4		11	3	1	
春部里	5	国造族菅麻呂	上	下中	46	6	23	21				2	1	
	7	国造族豊嶋	中	下々	29	4	4	11		11		3		
	9	国造族加良安	上	下上	51	8	12	15	11			13	1	6
11	国造族文得	上	下々	26	6	12	12				2		1	
栗栖太里	5	漢部目速	中	下中	18	3	7	10				1	1	
	16	刑部都牟志	上	下々	15	5	6	1	6			2	1	
20	栗栖田君土方	下	下中	22	2	3	2	10			4	3		
三井田里	3	他田赤人	中	下中	23	4	6	13				4		1
肩々里	2	国造川嶋	下	下々	26	4	2				21	3	1	
	3	国造大庭	上	中下	96	8	11	6	1		19	59	12	18

とおりである。現存する戸籍に女性の戸主はなく、父が戸主である子の戸口になっている例は下総国葛飾郡大嶋郷の孔王部徳麻呂戸の「父孔王部金」の一例のみである。父である戸主のもとで、子供は死亡と婚出の場合を除いてその家族とともに編戸されていた。律令には戸主について各種の規定があり、戸主は法的に戸を代表するものとして多くの義務をおっており、その遂行の期待される存在であった。

御野国戸籍での戸主の年齢構成をみると、二〇代—一五人、三〇代—一人、四〇代—二人、五〇代—二人、六〇代—一人、七〇代—一人、八〇代—四人で、平均五〇歳前後である。当時の平均寿命が三〇歳前後であることからすると、それなりに社会的経験を積んだ成年男性が戸主になっていたといえよう。

表7は奴婢の所有関係を整理したものである。所有者で見ると一九戸中、戸主一五例、戸主妻三例、戸主兄弟四例、戸主母一例、戸主甥二例、不明一例となっており、戸主の所有がもつとも多く、それぞれの場合について慎重に考えなければならぬ問題もあるが、戸主が親族構成の要の位置を占めていたことは確かな事実といえよう。また寄口で奴婢を所有する例が全くないことも注意しておく必要がある。

戸主と寄口との関係で注意されることの一つは、戸主家族より寄口の家族構成がはるかに充実しているのにもかかわらず、寄口とされている例の少なくないことである。図1の国造川嶋戸の場合はその典型である。川嶋の家族は四歳の嫡子のみで奴婢三人を所有する。川嶋が地域の首長的地位を占める国造氏に属し、また奴婢を所有することから

知られるように、彼は地域社会で階層として上位を占めていた。このことは地域社会の中で一定の階層的地位にいるものが戸主になっていたことを示している。いまひとつは図2の都布江部安倍戸である。都布江部がどのような部であったのかは不明だが、郷戸構成の中での課丁のあり方からみると、丸部安の家族に正丁三・兵士一が集中している、課丁数からすれば丸部安を中心にした郷戸であつても不思議でない構成をもっている。都布江部安倍が戸主であることには、単なる成年男子の多寡では計れない地域社会での社会的関係が、戸主選定の背後にあつたことを物語るものであろう。

律令制下で公的にさまざまな義務を負うだけでなく、親族結合や地域社会の中で一定の役割を担う戸主の地位に関連して、問題となるのはその継承関係である。一般的には前戸主の子の世代の年長者が戸主になっているが、戸主兄（二四戸一八例）や伯叔父（二戸三例）が戸口として同籍する例もあり、前戸主からの継承にさまざまな事情のあつたことをうかがわせる。こうした戸主の継承の問題についてはすでに多くの研究もあり、水口幹記は研究史をふまえて説得的な議論を展開しているのだが、このことは郷戸的構成の意味を考えるうえで見逃すことはできない問題なので、従来あまり取り上げられることのなかった「戸主母」の問題を中心に考える。

四 戸主母について

戸主母の在籍する戸は一〇九戸中二五戸で表8のとおりである。注

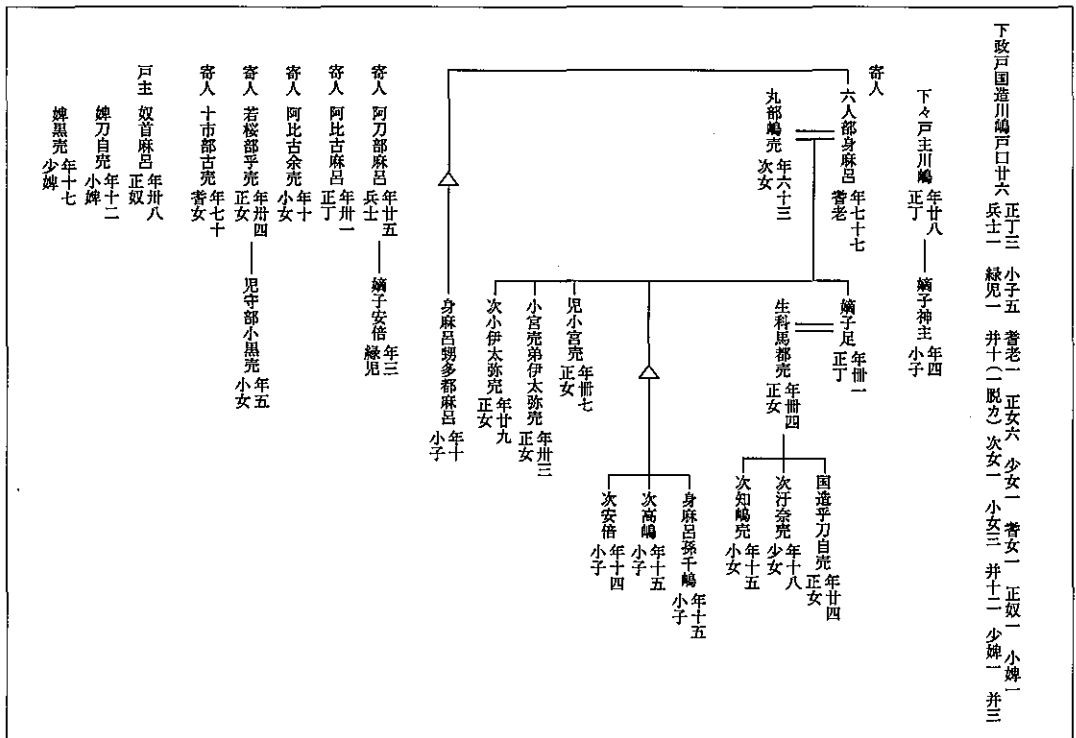


図1 肩々里2 日古①41~2P 続紀史料①401~2P

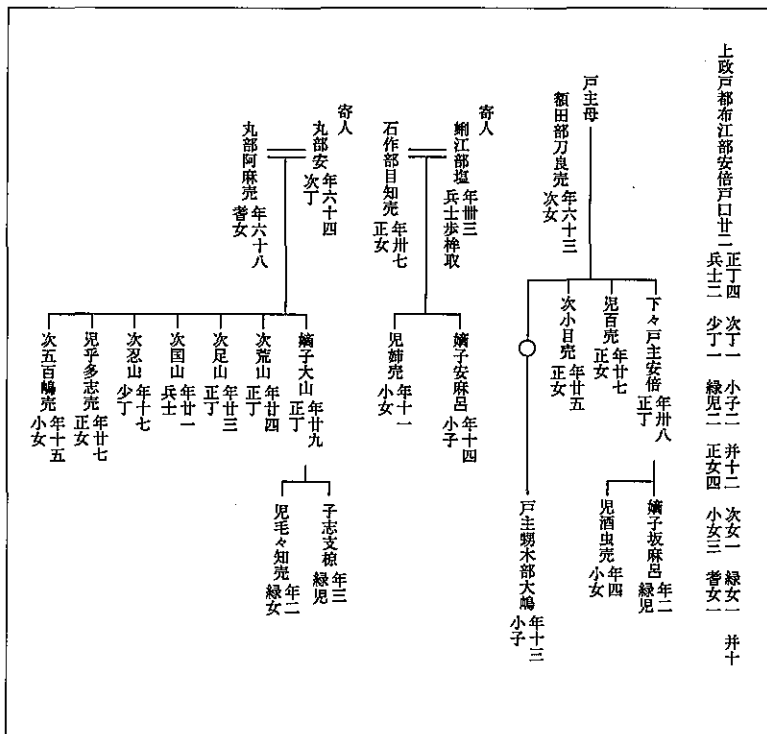


図2 春部里20 日古①8~9P 続紀史料①378~9P

意したいのは、戸主母の子供の世代に当たる戸主の兄弟姉妹が死亡や婚出の場合を除いて同籍していることである。このことは父が戸主であったときと同様に、戸主母の生存中は子の世代の別籍が原則として行われなかったことを示している。大宝律に唐戸婚律を受容して祖父母父母の生存中の子孫の別籍異財を禁じた規定の存在したことから、こうした戸籍の記載様式が採用されたともみられるが、当時の親族的

結合のあり方の関係からも考える必要があると思われる。とくに二〇代の戸主十五人中の十一人、戸主兄のいる十四戸中に五人の戸主母が存在することに注意したい。

(1) 県造吉事戸の県造奈尔毛売のばあい

図3の県造吉事戸の構成と奈尔毛売についてはいくつかの注意すべきことがある。1、吉事戸は半布里唯一の中下戸で里を代表する有力戸であり、奈尔毛売はそのような戸で奴婢十三人を独占的に所有し、郷戸を代表する位置を占めていた。2、すでに指摘されているように、⁽²⁾ 彼女には娘として二十歳の小都牟自売の姉で、同里内の戸主県造紫の妻となり婢一人を所有する二二歳の都牟自売がいた。3、彼女の「兄」としてではなく「戸主妹」と記されている二四歳の嶋売と二二歳の多知波奈売は彼女の実子ではない。このことは吉事の父に大宝二年段階では死亡していたが、彼女のほかに妻のいたことを物語っている。4、戸主同党として記される五四歳の加比は世代としては二八歳の戸主のオジにあたり、同党として記されるものの多くがそうであるようなイトコではない。

これらの諸事実から奈尔毛売をどのように理解しうるのか。彼女は前戸主の妻たちのなかで生存する唯一の女性であり、奴婢を独占所有するとともにまだ若い戸主を後見する立場にあった。そのため、世代としては戸主のオジに当たる加比を戸主の目上になる「伯叔」としてではなく、一般的には戸主のイトコにあたる「同党」として処遇し

ている。これらから知られることは、彼女は単なる戸主の母でなく親族的結合を事実上代表する「家刀自」であったということである。それだけではなく1や2から推定しうるのは、半布里を代表する「里刀自」であったのではないかとということである。

半布里の故地と推定されている東山浦遺跡の7号住居址から「里刀自」と墨書された八世紀後半と推定される土器が出土している。⁽³⁾ 里刀自については、福島県いわき市荒田目条里遺跡出土の九世紀中葉期の木簡によって、⁽⁴⁾ 郡大領から郡符を受けて郡司職田の田植の為に三十数人を動員し監督するなど、地域社会で重要な役割を担う女性であったことが明らかにになっている。奈尔毛売についても、墨書土器の年代との一致はないが、こうした視点から検討する必要がある。重視したいのは戸主母としての彼女が里刀自であった可能性をもつ、郷戸的結合の要に位置する家刀自であったということである。奈尔毛売の場合に明瞭にみられる戸主母の「家刀自」としての性格を、私は戸主母に共通するものではないかと考えている。

(2) 他田赤人戸のばあい——戸主兄をめぐって——

家刀自の問題を考えるうえで貴重な内容をもつのは、山方郡三井田里の他田赤人戸の場合である。その構成は図4の通りである。赤人の父は彼の母のほかに二人の妻を持ち、それぞれに男子がいた。三八歳で戸主兄の牛はその一人であり、ほかに赤人と同年の三〇歳の意由麻呂らもいる。牛や意由麻呂らの母は存命だが赤人の母は死亡している。

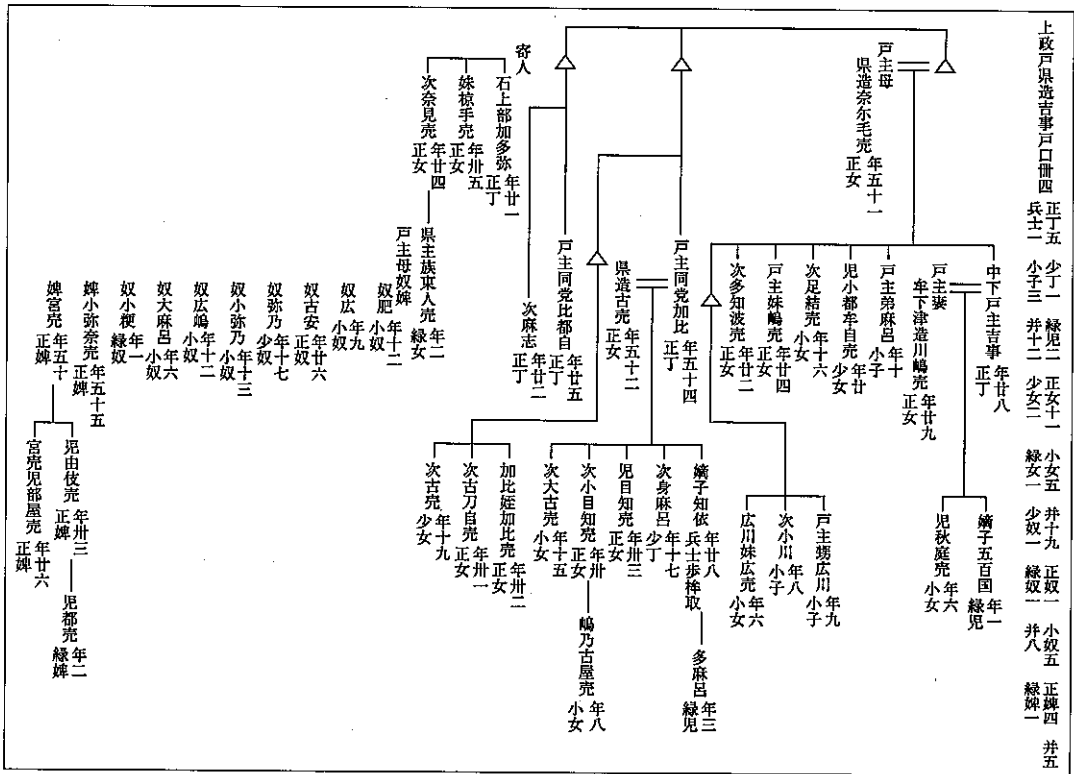


図3 半布里9 日古①63~4P 統紀史料①419~20P

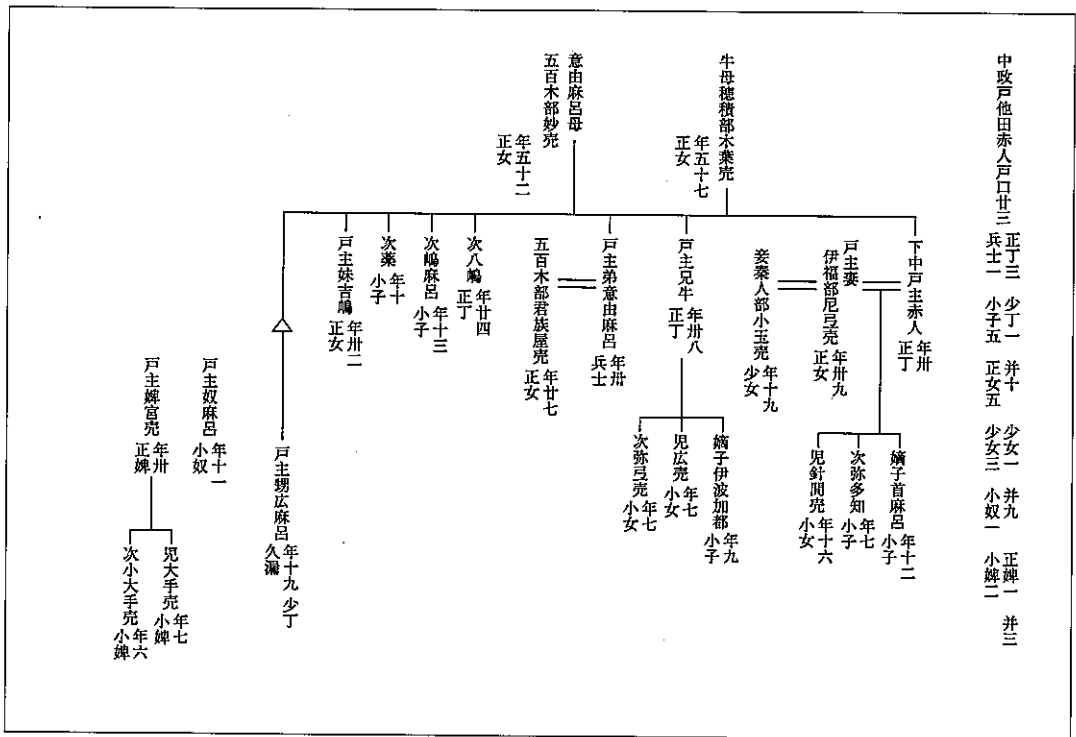


図4 三井田里3 日古①51P 統紀史料409P

表8 戸主母の存在する戸 (25戸)

里	戸番	戸主名	年令	口数	政戸	等戸	戸主母	年令	備考
半布里 (11)	2	県主族嶋手	45	30	中	下々	県主族古亮	64	古亮の息子4人の家族と未婚の娘からなる正丁3、兵士1、母中心
	9	県造吉事	28	44	上	中下	県造奈尔毛亮	51	母が奴婢13人を所有、戸主同党14人、寄人4人、正丁5、兵士1、母中心
	10	県造荒嶋	26	13	中	下中	大伴部首姉亮	47	姉亮の子孫4人、同党6人、戸主奴1人、正丁3、兵士1
	12	神人辛人	43	20	中	下中	秦人加比亮	67	加比亮の子孫7人、戸主姑1、同党2人、寄人8人、正丁3、兵士1
	15	県主族与津	39	28	上	下々	穂積部意閑亮	72	母の子孫13人、寄人12人、正丁5、兵士1
	17	秦人弥蘇	52	23	中	下々	秦人由良亮	73	母の子孫だけ、正丁2、兵士1、母中心
	23	穂積部安倍	34	20	中	下々	県主族古与亮	62	一族5人のほか秦人一族13人、秦人・県主族の寄人2人、正丁2、兵士1
	34	神人小人	46	16	中	下々	県主人加尼亮	73	一族15人と秦人1人の寄人、正丁3、母中心
	45	秦人安麻呂	38	36	中	下々	秦人久波亮	62	母の子孫10人、同党15人、寄人9人、正丁2、兵士1
	48	県主族稻寸	55	24	中	下々	各務勝族田弥亮	82	母の子孫19人、寄人2人、正丁3、兵士1
	50	県造紫	30	32	中	下々	牟義君族弓尔志亮	50	母の子孫10人、同党4人、寄人11人、奴婢3人(戸主奴、妻、弟各1人の婢)
春部里 (7)	5	国造族皆麻呂	57	46	上	下中	国造族馬名亮	69	母の子孫34人、戸主の奴婢2人、戸主姉に60才、戸主妻65才、戸主母は再婚、正丁5、兵士1
	6	国造族石足	33	13	上	下々	国造族麻奈亮	47※	37才と記すが47才の誤りか、戸主兄34才あり、一族のみ、正丁2、兵士2
	7	国造族豊嶋	29	29	中	下々	国造族呼麻奈亮	56	戸主兄37才あり、一族15人、寄人11人、婢3人(母と子)、正丁3、兵士1
	13	春部角麻呂	29	16	中	下々	建部伊奴亮	53	一族9人、寄人7人(2グループ)、正丁2、兵士1
	15	都布江部安倍	38	22	上	下々	額田部刀良亮	62	一族7人、寄人15人、正丁4、兵士2
	26	春部剣	24	19	中	下々	大伴部小枝亮	67	戸主兄33才兵士、一族18人、寄人正丁1、正丁2、兵士1
	28	漢人百枝	28	9	下	下々	六人部乎与亮	62	一族6人、同党2人、寄人1人、正丁2
栗栖太里 (4)	2	建部大安	31	21	下	下々	六人部日佐亮	66	一族21人、正丁2
	8	十市部三田須	25	16	下	下々	若帯部弥都亮	58	一族6人、寄人10人、正丁2、兵士1
	14	物部弟	24	12	中	下々	鳥取部古尼亮	56	戸主兄29才、正丁あり、一族10人、寄人2人(うち正丁2)、正丁3、兵士1
	21	刑部稻寸	28	19	下	下々	嶋人刀自亮	47	母の子孫2人、同党5人、寄人7人、正丁2
三井田里	5	伊福部大庭	20	15	下	下々	五百木部黒豆亮	57	戸主兄27才、正丁、一族14人、寄人1人、正丁1
肩々里	3	国造大庭	41	96	上	中下	国造白髪亮	65	一族18人、寄人19人、奴婢59人、正丁7、兵士1
未詳里	1	六人部小依	28	20	中	下々	阿比古汗志亮	62	母の子孫11人、同党6人、寄人1人、正丁2、兵士1

母の存命中は戸を分籍しない(25例) その子孫だけからなる戸(半2・7・34、粟2) それに準ずる戸(半9)
 母の存命する戸に戸主兄の正丁・兵士等で現存するもの5例(春6・7・26、粟14、三5)

なぜ兄である牛が戸主でないのか。すでに死亡しているが、赤人の母が父の存命中はその妻たちを代表する「家刀自」の立場にあり、そのことよって赤人は戸主の地位を継承し、四人の奴婢をも相続したと見てよいと思う。もし牛たちの母の記述がなければこうした関係はわからなかった。戸主兄の存在は本人に原因のある病弱などのほかに、その母が「家刀自」でなかった場合もあったのである。

こうした事情は戸主兄の記載のある表9中十四戸十八人の何人かの場合にもいえる。十四戸中の五戸に戸主母の記述があり、その戸に戸主兄と記されているのは、家刀自であった戸主母の实质子でないために戸主にならなかった人たちと見ることができ

る。春部里の国造族石足戸の国

表9 戸主兄一覧

例数	里	戸番	戸主名	年令	口数	三政戸	九等戸	戸主母	兄の名	年令	備考
1	半布	6	県主族牛麻呂	53	31	上	下上		安閑	70	妻67、子7人、孫1人(嫡子33才、亡妻児33才) - 二人の妻あり
2									安都	54	妻49、本人一枝廃、子7人(戸主妻49才の母73才戸主家族と同籍)
3	〃	28	秦人多都	60	24	中	下中		多比	73	妻62、子4人を含む10人、戸主妻44、嫡子と2人の子-6人、婢14才-戸主
4	〃	31	秦人久比	30	18	中	下々		伊怒	31	兄は1人、戸主に1才の嫡子、同党一人一族12人が主力
5	〃	37	秦人石寸	40	16	上	下々		麻呂	45	兄は妻37と子3人、戸主は妻なし子5人
6	春部	6	国造族石足	33	13	上	下々	37※	国足	34	母は47才か、兄は嫡子6才、妻なし、戸主は32才の妻あり子なし、弟5人あり、戸主甥10才あり、戸主父は多妻か
7	〃	7	国造族豊嶋	29	29	中	下々	56	麻呂	37	妻と2才の子あり、戸主妻なし、5・3才の子あり
8	〃								村嶋	32	単独、戸主の弟妹20・16(男)22・19・17・15
9	〃	16	春部星麻呂	57	22	中	下々		麻呂	67	兄は52才の妻あり、子なし、戸主は妻・妾・子5人、孫2人
10	〃	26	春部剣	24	19	中	下々	67	田知比	33	兄に40才の妻と2人の子あり、戸主は33才の妻と2人の子あり、姉35才とその子3人、弟1人妹2人
11	〃	27	春部辛国	36	18	中	下々		辛安	48	妻34、嫡子27、女子3才、妻は後妻、戸主妻42才、18-1才の8人の子あり
12	栗栖太	3	六人部堅見	53	31	中	下々		加比	70	戸主妻37才23-4才、6人の子あり、戸主の亡兄弟3人の子と孫あり
13	〃	13	道守部書屋	28	25	上	下々		広	46	正丁で「工」、4人の子あり妻なし
14	〃								寸人	42	下重残疾、33才の妻と6人の子あり
15	〃								古安	35	単独、戸主は1才の子のみ、弟25・18あり、姉42・34それぞれの子あり
16	〃	14	物部弟	24	12	中	下々	56	羊	29	妻なし、2才の女子あり、弟17・15・15、妹18-1才の子あり
17	三井田	3	他田赤人	30	23	中	下中		牛	38	59才の母と3人の子あり、弟30才に母と妻あり、戸主に妻妾と奴婢4人あり
18	〃	5	伊福部大庭	20	15	下	下々	67	広多	27	兄に2人の子あり、戸主に2人の子あり、ともに妻なし、姉42・39・22・20あり

14戸18人中、戸主母の存在から戸主兄となったとみられるもの 5戸(春6・7・26、栗14、三5) 戸主が奴婢を所有するもの(半28、三2) 戸主兄が妻の母と同籍(春27)

例数	里	戸番	戸主名	年令	口数	三政戸	九等戸	伯叔名	年令	備考
1	春部	3	国造族坂麻呂	29	26	上	下々	雲方	57	雲方は務従七位下、妻と子8人 戸主は妻と子の7人(妻の前夫の子含む)、弟3人、伯叔の家族と姉、寄口からなる。父が戸主であったことによるか
2								斯津麻呂	55	妻と子の3人
3	〃	24	石作部小麻呂	46	24	上	下々	尼麻呂	63	嫡子が1才、18才の少女とその子の4人-戸主は弟3人とその家族、甥の家族と同籍、父が戸主であったか

足、国造族豊嶋戸の麻呂、春部剣戸の田知比、栗栖太里の物部弟戸の羊、三井田里の伊福部大庭戸の広多らはこうした事例であろう。ただし一般に子の世代の年長者が戸主になっている例の多いことからすると、家刀自の実子でなくても戸主になりえた場合のあることも考慮しておく必要がある。後述の春部里戸番5の戸主国造族阿佐麻呂はその例となろう。このことは戸籍にただ一人、戸主母と記されているけれども、その女性が子の世代の子すべての実母ではない場合もあるからである。さきの奈尔毛売と「戸主妹」の関係はその一例であった。

半布里の戸番6の県主族牛麻呂戸の場合、兄二人がいるが長兄は十七歳年長で異母兄の可能性が高く、次兄は一歳うえて同母の可能性はあるが「一枝廃」と注記されている

るように、片脚が不自由のために課役免除の「廢疾」の扱いを受けていた。こうした関係から二人の兄は戸主の地位を継承できなかったものと思われる。牛麻呂の母が父の存命中に家刀自であり、同母兄に障害があったため彼が戸主となったと見てよいと思う。戸主兄が十歳以上年長の場合を異母兄とみて、前戸主である父の死没時の家刀自の子が戸主になり、すでに死亡した前妻の生んでいた年長の男性が戸主兄となるという関係は、ある程度まで一般化することができるのではなからうか。こうした例として半布里の秦人多都戸の十三歳年長の多比、栗栖太里の六人部堅見戸の十七歳年長の加比、同里の道守部書屋戸の二八歳の戸主に対して四六・四三・三五歳の兄たちの場合を挙げることができる。そのことは郷戸的結合関係の成立に当たって、戸主母と記されている家刀自の存在が少なからぬ役割を果たしていたことを示している。こうしたことからあらためて問題になるのは御野地域でのこの時代の婚姻関係の実態、とくに多妻慣行と再婚関係の検討である。

(3) 国造族阿佐麻呂戸のばあい—多妻慣行と再婚関係—

春部里の下中戸で「戸主奴婢」二人を所有する国造族阿佐麻呂戸は婚姻関係のもっとも複雑な戸であるが、その構成は図5のとおりである。まず問題になるのは戸主母と子の世代の関係である。戸主と母との年齢差は十二歳で実子でなかった可能性が強く、「戸主妹安売」とは九歳の差で実子関係は認められない。また四〇歳の戸主弟が二人おり、双子の可能性もあるが、先他田赤人と弟が三〇歳の同年で異母

兄弟であったことからすると、戸主の亡父に複数の妻がいたことは確かだと思われる。

戸主阿佐麻呂には三人の妻がいる。彼は汗手売との間に「嫡子」黒麻呂と黒売をもうけたが、その後、財売との間に物代を得て財売を「戸主妻」としている。さらに紫売を娶り四人の男女を得ている。汗手売の郷戸内の立場は複雑で嫡子の母と記されながら戸主との関係は記されず、その一方で姉とともに自分の生んだ二人の子の家族と同籍している。彼女の場合、事実上の離婚状態にありながら再婚しなかったためこのように記されたものである。このように複雑な戸主の直系家族のその後については知る由もないが、戸主の死後の形態として、もし全体の枠組みが変わらなかったとするならば、戸主妻として家刀自の地位にある財売を中心にその子の物代が戸主となり、先述の他田赤人戸の場合と同様に黒麻呂が戸主兄とされた可能性を予想できるのではなからうか。戸主弟の得麻呂に二人の妻のいたことは明記されている。もう一人の弟の事日の場合は最初の妻が娘を産んだのに死亡し、その後に衣夜売を迎えて四人の子を得ているが、子供たちの年齢関係からすると、再婚であったと見ることができよう。

このほか半布里の戸番44の不破勝族金麻呂戸の戸主弟阿手良と嫡子の母である阿麻留売の場合も問題を含む。図6によると阿麻留売は阿手良との間に二五歳の知嶋を生んだ後、石部某と再婚して二〇・十八・十二歳の女子を生み、おそらく石部某の死もあって阿手良の戸に編付された。阿手良は阿麻留売が妻として生活していたとき、あるいは彼

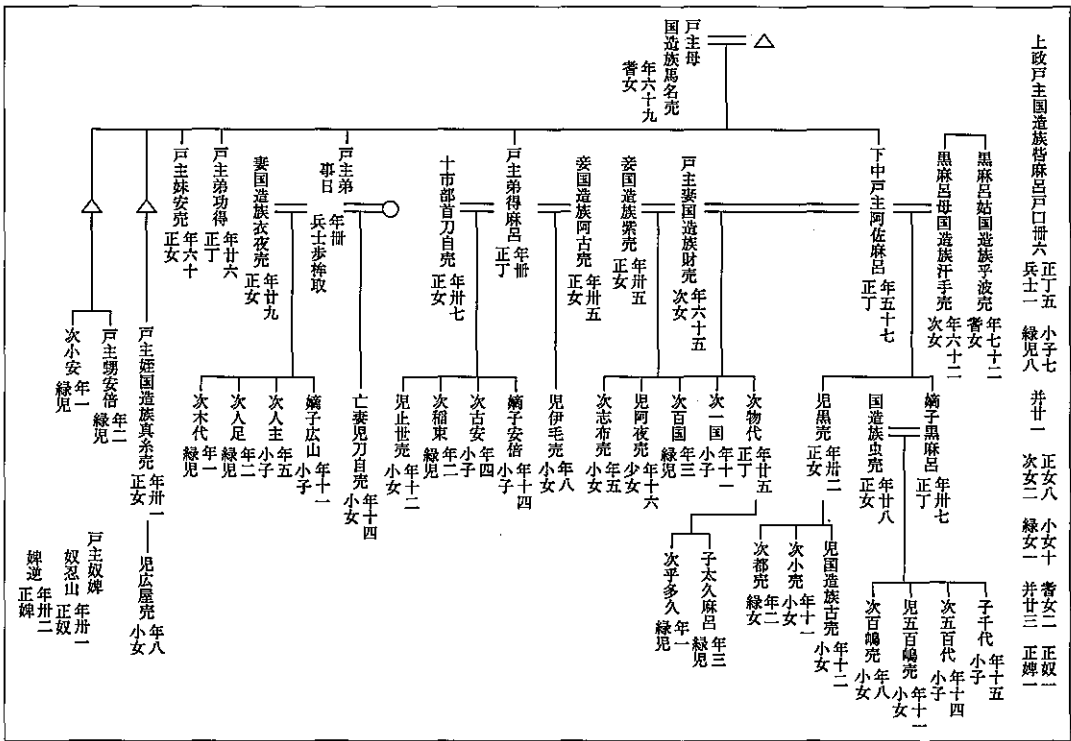


図5 春部里5 日古①19~20P 続紀史料①366~7P

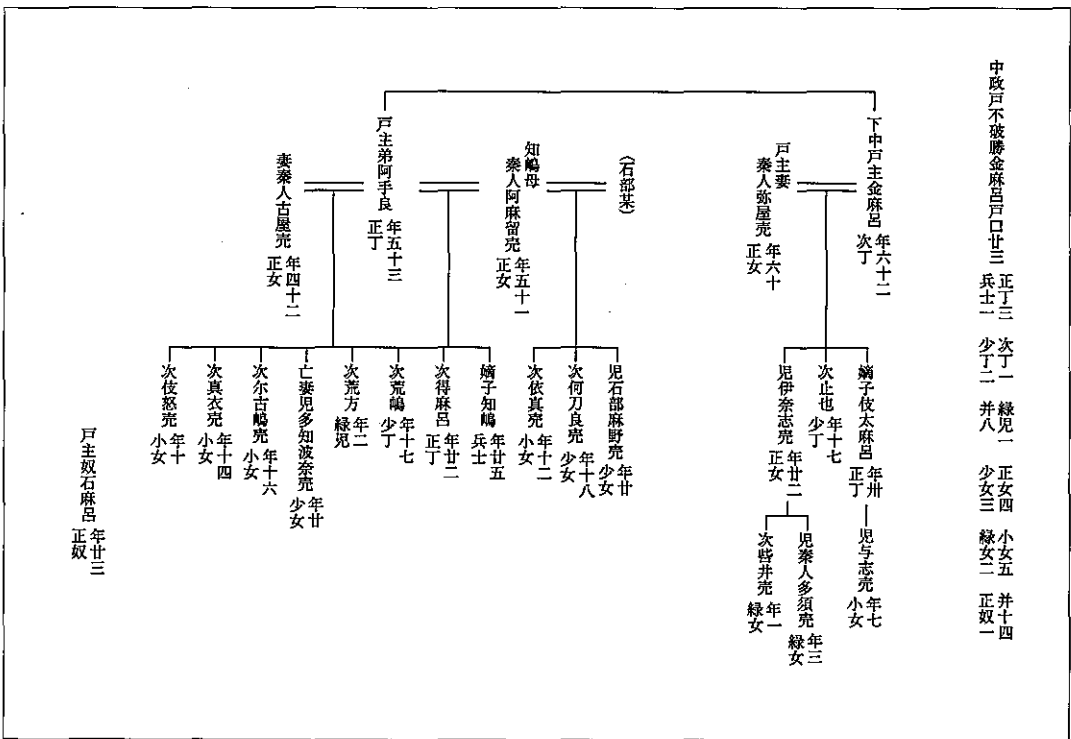


図6 半布里44 日古①87P 続紀史料①442P

女性氏名(1)	女性氏名(2)	女性氏名(3)	備考
阿刀部井手亮 (52)	秦人意比止亮 (47)		戸主務従七位下
県主族古亮 (57)	神人大古亮 (38)	県主族多加良亮 (24)	
大伴部古都亮 (67)	(亡)		嫡子33才と同年令の亡妻児あり
県造奈尔毛亮 (51)	(亡)		戸主母の兄のほか戸主妹24・22才あり
県主族古都亮 (67)	蘇宜部小津亮 (50)		
秦人牧井亮 (42)	秦人阿佐亮 (27)		
神人志祁亮 (57)	(亡)		「亡妻児」14・12才を記す
県主族刀祢亮 (52)	物部身亮 (42)		
五百木部多麻亮 (42)	(亡)		妻の子(25~3才)亡妻児(33~4才)
秦人和良比亮 (47)	秦人古屋亮 (27)		
秦人古屋亮 (42)	秦人阿麻留亮 (51)	(亡)	妻の子(22・17才)亡妻児(20~10才)本文参照
県主族伊多部亮 (67)	牟下津須惠亮 (67)		
県主族阿佐亮 (34)	(亡)		亡妻19・16才、嫡子33才
白髮部宇志亮 (38)	(亡)		戸主甥母死亡24才・12才の子、19~8才の異母兄弟あり
不被勝族阿波比亮 (22)	(亡)		亡妻22~3才の子、現妻8~3才の子
六人部乎須亮 (42)	(亡)		現妻28~13才の子、「妾子」27才
春部伎弥亮 (72)	建部刀自亮 (63)		
春部難波亮 (37)	春部比礼亮 (31)		
国造族姉つ亮 (47)	国造族志波須亮 (67)		
国造族財亮 (65)	国造族紫亮 (35)	国造族汗手亮 (62)	本文参照
国造族馬名亮 (69)	(亡)		「戸主妹」60才は先妻の子
十市部刀自亮 (37)	国造族阿古亮 (35)		
国造族富亮 (43)	工部姉亮 (33)	(亡)	
(亡)	国造族弥奴麻亮 (61)		亡妻は戸主と弟47才の母
国造族孫亮 (36)	(亡)		現妻に19~3才、亡妻に15・10才の子
国造族麻佐亮 (57)	穂積部若子亮 (54)		
生部姉亮 (33)	(亡)		現妻に17~8才、「妾子」に15才の子
春部真志真亮 (33)	(亡)		現妻に16~7才、亡妻に10~8才の子
中臣部刀自亮 (57)	春部姉亮 (50)		
物部刀自亮 (37)	(亡)		嫡子19~4才と、兄23才・妹17才を区別する
阿蘇君族刀自亮 (43)	穂積部若子亮 (48)		
鳥取部古尾亮 (56)	(亡)		戸主兄29才と17・15・15才の弟がいる
(亡)	(亡)		1才の子が3人おり、妾子と次で区別する
(亡)	(亡)		嫡子15才男2人、妾子16才のほか15才が2人
建部刀自亮 (42)	(亡)		現妻22~8才の子、亡妻11才の子
村国奥連小菟亮 (50)	(亡)		亡妻・妾子に35~18才、現妻に23・20才の子
伊福部尼豆亮 (39)	秦人部小玉亮 (19)		
(戸主亡母)	穂積部木葉亮 (57)	五百木部妙亮 (52)	本文参照
国造尼亮 (39)	(亡)		亡妻・妾子に13~11才、現妻に14~5才の子
国造白髮亮 (65)	(亡)		戸主兄弟の配列を変え「広庭兄」として記す
(亡)	(亡)		同党安倍亡父、31・27・17才の子が2人ずついる
神人波利亮 (42)	阿比古志祁太亮 (35)		後欠

女の去った後「亡妻某」を迎えて二二歳の得麻呂と十七歳の荒嶋のほか二〇・十六・十四・十歳の娘を得たが、おそらくはその死後に古屋亮と結婚して二歳の荒方を得たものである。御野戸籍の場合、男子に関しては父、女子に関しては母との関係を記すのが一般的であるため、古屋亮との婚姻の時期を「亡妻某」の生存中のことで、荒嶋も彼女の子であったと見ることもできよう。いずれにせよ阿手良は三人の女性と婚姻関係をもつて八人の子を得ている。注意したいのは阿麻留亮である。阿手良と約三年、石部某と約八年の婚姻生活を送ったことは確かで、その後阿手良のもとに石部某との間で産んだ女子とともに編付されている。

表10 多妻慣行について

数	里	戸番	戸主名	三政戸	九等戸	多妻者	戸主	戸主亡父	兄弟	甥	同党	その他
1	半布里	4	県主族都野 (59)	中	下々		○					
2		5	県主族安麻呂 (60)	上	下中		○					
3		6	県主族牛麻呂 (53)	上	下上	安閑 (70)			兄弟			
4		9	県造吉事 (28)	上	中下	戸主亡父		○				
5		13	県主族比都自 (66)	下	下々		○					
6		17	秦人弥蘇 (52)	中	下々	目里 (47)			弟			
7		24	神人牧夫 (63)	下	下々	小枚 (61)			弟			
8		32	県主族母呂 (73)	中	下々	佐加志 (58)			○			
9		33	県主族安倍 (52)	上	下中		○					
10		40	秦人山 (73)	中	下々		○					
11		44	不破勝族金麻呂 (62)	中	下中	阿手良 (53)			弟			
12		47	県主族身津 (77)	中	下々		○					
13		48	県主族稻寸 (55)	中	下々		○					
14		〃	〃	〃	〃	戸主亡弟			弟			
15		53	秦人阿波 (69)	中	下々	志比 (49)			○			
16	春部里	1	六人部牛麻呂 (58)	上	下々		○					
17		2	六人部加利 (80)	上	下々		○					
18		〃	〃	〃	〃	文屋 (40)						嫡子
19		4	国造族馬手 (69)	中	下々		○					
20		5	国造族皆麻呂 (57)	上	下中		○					
21		〃	〃	〃	〃	戸主亡父		○				
22		〃	〃	〃	〃	得麻呂 (40)			弟			
23		9	国造族加良安 (54)	上	下上		○					
24		〃	〃	〃	〃	戸主亡父		○				
25		〃	〃	〃	〃	加比麻呂 (42)					○	
26		12	国造族朔 (77)	上	下々		○					
27		14	六人部久知良 (53)	下	下々		○					
28	15	六人部儒 (36)	中	下々		○						
29	16	春部星麻呂 (57)	中	下々		○						
30	粟栖太里	3	六人部堅見 (53)	中	下々		○					
31		10	刑部御田 (60)	下	下々		○					
32		14	物部弟 (24)	中	下々	戸主亡父		○				
33		15	道守部邑等 (49)	下	下々	牟佐 (40)					○	
34		18	麻績部益 (53)	下	下々		○					
35	19	刑部弟麻呂 (52)	中	下々		○						
36	三井田里	2	五百木部君木枝 (30)	中	下々		○					
37		3	他田赤人	中	下中		○					
38	〃	〃 (61)	〃	〃	戸主亡父		○					
39	肩々里	3	国造大庭 (41)	上	中下		○					
40		〃	〃	〃	〃	戸主亡父		○				
41	未詳里	1	六人部小依 (25)	中	下々							○
42		4	神直族安麻呂 (45)	下	下々		○					

彼女のこうした選択は婚姻に
 関して女性の側にも一定の自
 由のあったことを示している。
 そのことを対偶婚の一例と見
 ることもできるが、こうした
 事例は極めて少なく、この時
 期の婚姻関係を対偶婚の段階
 として一般化することはでき
 ないと思う。むしろ多妻慣行
 の中で生じたリアクションの
 ひとつと見るのが妥当なので
 はなかるうか。

一〇九戸中の多妻の事例を
 まとめると表10の通りである
 (ただし不完全戸だが多妻の明
 確な「未詳里」の神直族安麻呂
 を加えている)。見落しもある
 と思われるが、少なくとも
 四二例を挙げることができ、
 そのなかには三人の妻を持つ
 ものが五例ある。半布里の戸
 番5の県主族安麻呂と春部里

表11 再婚の事例

数	里	戸番	戸主名	男	女	再婚者	備考
1	半布里	11	県主万得		○	県主族加比亮 (59)	寄人石上部根猪 (35) の妻、25才の「児伊波亮」、娘は連子、夫と姓がちがう
2		12	神人辛人		○	神人細目 (47)	戸主母の「児」、その生んだ子が「秦人」姓の娘17・13才、「神人」姓3才がいる
3		25	神人波手		○	神人部弥屋亮 (51)	戸主妻だが「児」石部阿知亮30才がいる、この連子のあと嫡子29才のほか25・21・18の娘を生む
4		26	生部津野麻呂		○	秦人阿麻亮 (47)	戸主妻だが彼女の「児」として秦人川瀬亮15才がいる
5		42	秦人部々弥	○		戸主 (68)	嫡子として43才あり、妻として秦人小信志亮45才がいる
6		44	不破勝族金麻呂	○		戸主弟阿手良 (53)	阿手良は秦人阿麻留亮のあと妻・亡妻と再婚
7		〃	〃		○	秦人阿麻留亮 (51)	戸主弟との間に嫡子知嶋 (25才) と生んだあと石部某との間に20・18・12才の娘を生み、石部某の死によってかもとへ附貫
8		50	国造紫		○	石上部大古亮 (44)	寄人田原部小山42才のもとへ「亡夫児」県主族栗亮13才をつれて再婚
9	春部里	3	国造族坂麻呂		○	工部若子亮 (46)	坂麻呂は29才の初婚、若子亮は前夫との間に工部御成亮19才をもうけて再婚し、7・4・2・1才の女子を生んでいる
10		5	国造族皆麻呂	○		戸主弟事日 (40)	「亡妻児刀自亮」14才の生母の死後、国造族衣夜亮27才と再婚、11~1才の4人の子あり
11		11	国造族文得	○		戸主甥川内 (36)	「妾子昨」14才の生母の死後、国造族富亮33才と再婚、13~1才の6人の子あり
12		13	春部小鳥	○		戸主甥の亡父	亡父は戸主甥鳥手42才の生母の死後、春部阿万亮54才と再婚、36~13才の9人の子あり
13		27	春日辛国	○		戸主兄辛安 (48)	「嫡子石根」27才の生母の死後、春日吉嶋亮34才と再婚、3才の子あり
14	栗栖木里	3	六人部堅見	○		戸主甥昨麻呂 (39)	「亡妻児奈倍亮」14才・8才の生母の死後、六人部田麻利亮37才と再婚、5才の子あり
15		〃	〃		○	六人部田麻利亮 (37)	戸主甥昨麻呂と「児物部田麻志亮」17才を連れて再婚、5才の子を生む
16		10	刑部御田	○		戸主の亡父	「戸主弟小比麻呂」34才の母として物部瓊亮62才あり、戸主御田は60才で歳暮の死後に亡父と再婚
17		13	道守部晝屋	○		戸主の亡父	「戸主兄広」46~35才、姉42・34才の生母の死後、戸主28・25・18才の生母と再婚か
19	肩々里	2	国造川嶋		○	生科馬部亮 (44)	「国造乎刀自亮」24才・18・15才を生んだあと、六人部足と再婚

の国造族加良安、それに先述の不破勝族阿手良・国造族阿佐麻呂・他田赤人の亡父である。四二例中二四例は戸主、六例は戸主の亡父と戸主の兄弟、二例は戸主甥と戸主同党、一例は戸主の嫡子と戸主同党の亡父の各一となっている。戸主家族に集中しており、その一方で寄口にはまったく見られない。また九等戸での区分で見ると、三四戸中で、中下戸二例・下上戸二例・下中戸五例・下下戸二五例になっいて、下中戸以上での比率は高いが下下戸にも少なからずあり、多妻慣行が八世紀初頭の御野国では、寄口である男性を除いて、一般に存在したとみることができるといえる。

多産多死で平均寿命が三〇歳前後の社会では、再婚も盛んに行われていた。一般に再婚が男性とくに戸主に多く、女性の場合、男性に比べて一人で年老いる例の多かったことは、前述のように今津勝紀が指摘している。御野戸籍から知られる事例は表11の通りである。女性は前夫の氏姓をもつ子の存在により、男性の場合は子の年齢の關係に着目して作成した。女性が前夫との間に生まれた子を連れて再婚している例として、図7の春部里の国造族坂麻呂戸の戸主妻となつている工部若子亮を見よう。坂麻呂は二九歳の兵士で初婚であったが、若子亮は四六歳で前夫との間に生まれた工部御成亮十九歳をつれて再婚し、坂麻呂との間に七・四・二・一歳の女子を生んでいる。こうした關係は子が父の氏姓を称するという律令国家の父系主義がそれなりに定着していることよつて知られるものであることも注意しておきたい。半布里の戸主秦人都都弥六八歳にはす

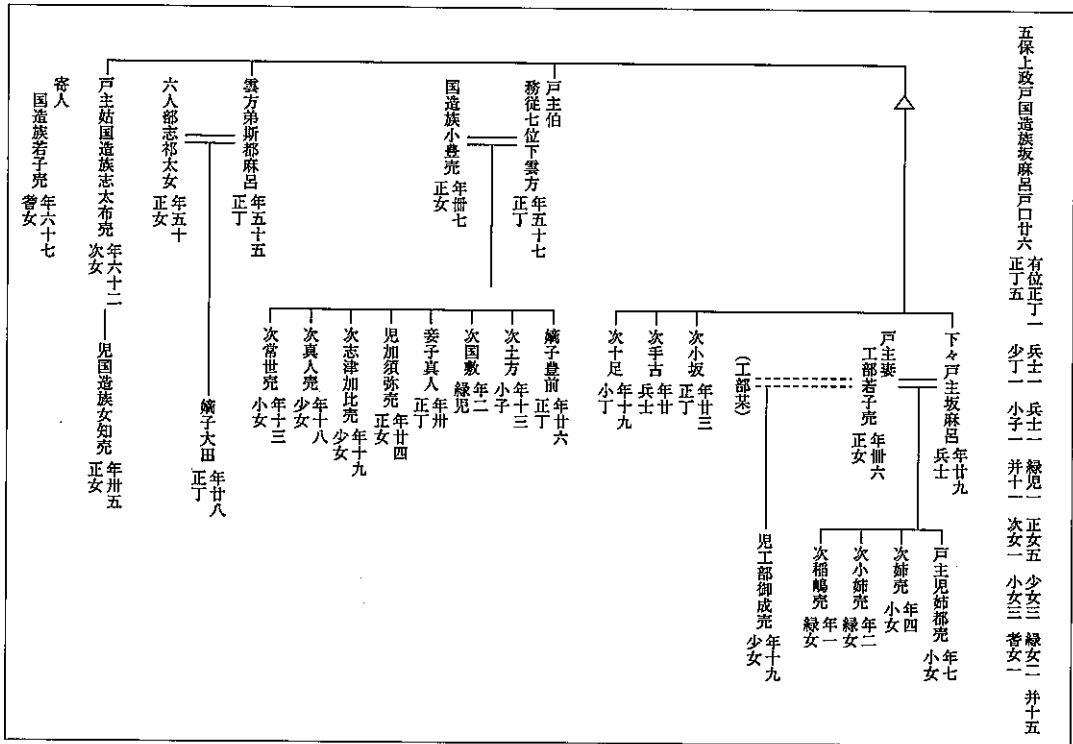


図7 春部里3 日古①18P 続紀史料①365~6P

でに四三歳の嫡子もいたが、秦人小倍志亮四五歳と再婚し十三・十一・九歳の子を得ている。再婚慣行は男女を問わず行われていたのである。

(4) 戸主母論からみた八世紀初頭の家族・親族関係

表8に見られるように戸主母は、中下戸二・下中戸三・下下戸二〇と戸の等級にかかわりなく存在する。彼女たちは「家刀自」であった。

戸主母は夫であった戸主の父との間で安定した夫婦関係を営んでいたことにより「家刀自」の位置をしめた。その限りでは実子以外の子に対しても「母」として対応することになる。不安定な対偶婚からはこうした関係は生まれえない。八世紀初頭の地域社会ではそれなりに安定した「父母と子」の家族関係が存在していた。このことは母の記載なしに(母の死亡の場合が多いと思われるが)父と同籍する子が男女を問わず数多く存在することにも示されている。

だが多妻慣行も存在した。そこでは「母と子」プラス夫の家族が生じる。このことは多妻慣行や、平均寿命が低く夫の早死の生じるところでは通時的に生まれるもので、対偶婚という未開の婚姻関係のみを示すものではない。なお父系主義の原則に立つ戸籍の記事からは女性の再婚の事例は知りうるが、多夫慣行の存在は検出できない。このことは戸籍の史料的限界ともいえるが、そうした慣行が倭人社会に存在せず、また当時の厳しい生活条件の下では、殆どなかったことによるものと見てよいと思う。多妻慣行は複数の女性の性を一人の男性が独占するという形での家父長的家族関係が存在したことを示すものであ

る。さらに戸主層を中心にした奴婢所有の行われていたことも前述した。八世紀の社会では、古代ローマの典型的なそれとは異なる歴史的 content をもって、戸主を家長とする家父長的関係は確かに存在した。その一方で、こうした戸主層を中心とする家父長的関係と密接にかかわりながら、「戸主妻」「戸主母」となった女性たちは、「家刀自」として郷戸構成の要となつて家族・親族たちの結合を支える役割を担い、そのことを通じて戸主である家長の家父長的関係を相互に補完する関係にあつた。こうした家刀自の存在をも重要な要素として含んでいるところに、八世紀初頭の家父長制の歴史的特質を求めることができると、私は考えている。

五 寄口について

一〇九戸中五六戸に寄口が存在し、人口からすると二二九五人中三一八人で約十四パーセントを占める。寄口は良民であるが律令にその身分に関する規定はなく、喪葬令集解身喪戸絶条の「古記」によれば、戸主家族の死絶時に財産相続の権利はないが、令本文で定められている「四隣五保」にかわつて遺産を処分すべき存在とみなされていた。その歴史的な性格については各種の見解もあるが、私は地域社会での伝統的なカバネ的階層構成や家父長的関係のもとで低い地位にあり、自らには戸主となり得ないで郷戸に附貫された存在ではないか、とした。^⑧ 前述の国造川嶋戸や都布江部安倍戸などはその例であり、大筋では現在でもそのように考えている。ただし、その後は農奴に転化してゆく

とした点については一面的であつたと反省している。寄口には、戸主に公的に統括されるという関係から広い意味でその支配下におかれてはいるが、それだけでは解決できない多様な内容がある。以下では、寄口の成り立ちにかかわる主要な契機を具体的に検討することと、寄口という戸口の区分が古代中国や統一新羅にないことを重視し、寄口を構成要素として含む郷戸的結合のもつ意味について考えたい。

(1) 戸主家族と親族関係にあるが、当時の公的用語とされていた親族称呼では表現できないものを寄口とする。

杉本一樹や井上亘らが改めて指摘するように、^⑨ 戸主の親族と姻戚関係にあるもので寄口であつたことの確実と見られる例がある。図8の半布里戸番14の県主族安麻呂戸の秦人木足の場合がそれである。彼は「寄人」として戸主親族とは別記されているが、戸主の娘の伊毛売に秦人の姓を称する娘がおり、自らにも一人の息子がいて、戸籍では妻のもとに娘を自分のもとに息子を附貫させたかたちになっている。戸主である安麻呂にとつて、娘婚になる木足とそのキョウダイを寄口として附貫させることは、戸内に正丁二人を確保することにもなった。なおこの戸に五人の正丁がいても兵士がいなかったことについては、すでに指摘されているように、戸主が「鍛」と注記された武器製作の技術者であり、兵士役に準じた扱いを受けていたことによる。

このほかに図9の春部里戸番26の春部劍戸の寄口の国造族八千の場合がある。同戸には「戸主妹」大海売が「国造族」を氏姓とする三人

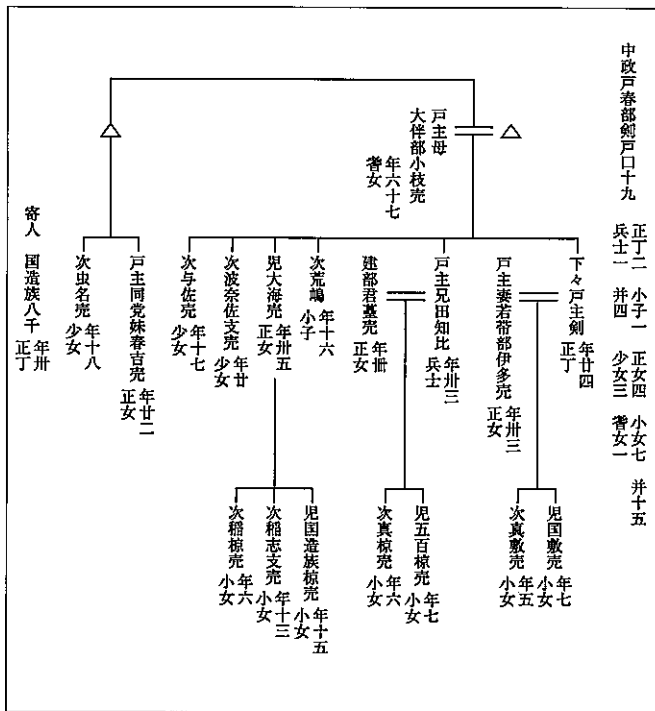


図9 春部里26 日古①22P 統紀史料①383 P

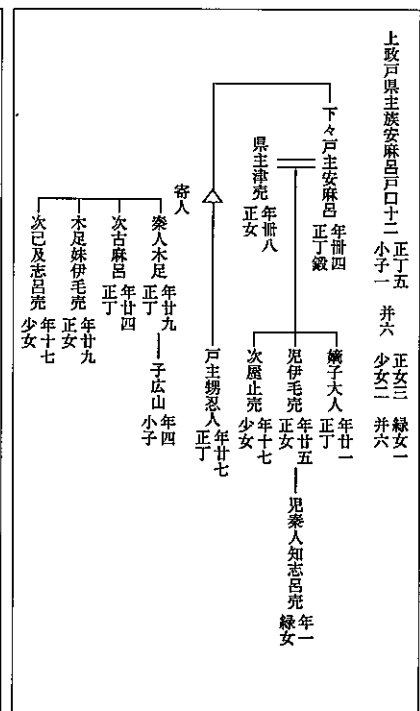


図8 半布里14 日古①67P 統紀史料①422~3P

の娘とともに附貫され、八千はひとり三〇歳の正丁として附貫している。彼の場合、木足と違って男子がなく、またともに附貫するキヨウタイもいなかったために、単独寄口とされたものであろう。寄口には戸主の娘婿・姉妹の婿に当たる姻族も存在したのである。ただし、娘婿や姉妹の婿に相当するものが戸主親族として附貫されている例や、彼らの子が戸主親族として男女を問わず附貫されている場合もあり、娘婿や姉妹の婿とその子が必ず寄口とされたのではないことも注意しておきたい。

なお木足と八千について以上のように理解すると、戸主家族の女性と結婚した寄口の男性との間に生まれた子について、男子は父、女子は母の子として記載されることの多かつたことが知られる。こうした子供の戸籍での扱いは、事実上の結婚後、同籍せずにいる夫婦の子供の編貫についても起こりうる。榊佳子は半布里の事例を分析して、多くの場合、男子は父、女子は母の戸に編戸されるが、子女がある程度の年齢になると夫婦が同籍すること、県主集団では戸主と戸主兄弟の場合では、はじめから夫婦が同籍していたことを指摘している⁽³⁾。一般的な傾向とは別に、県主集団という限られた集団についてはあるが、戸主層にたいする公的な扱いでの差を示す事例として注意しておきたい。

(2) 異姓寄口で戸主親族との「同族意識」による関係を見ることが出来るもの。

① 異姓寄口である女性が戸主とおなじ氏姓を持つ子とともに附貫されている場合で、戸主と同姓の夫の死によるものである。その例とし

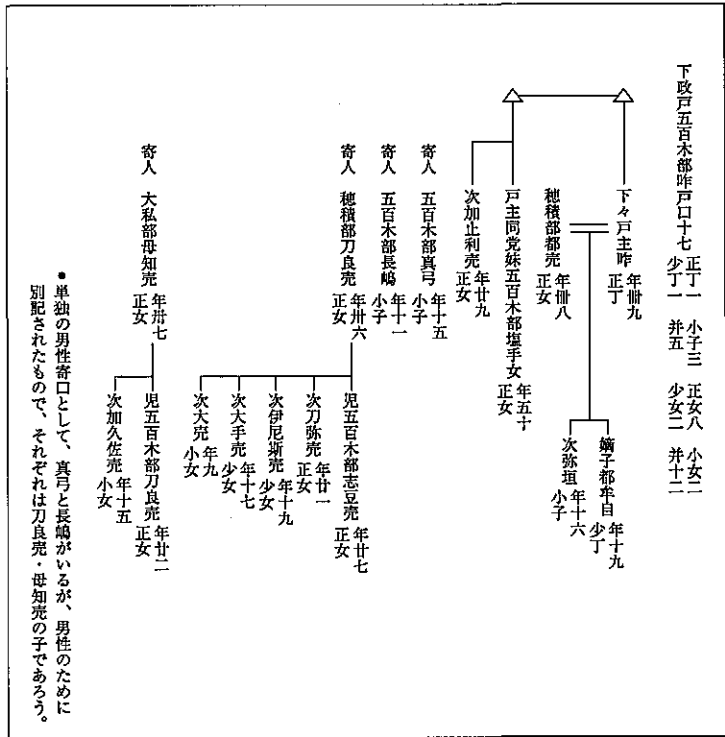


図10 春部里20 三井田里6 日古①54P 続紀史料①411P

て半布里戸番40の秦人山戸の漢人志比売が「見」秦人姉売とともに附貫されているものや、春部里戸番18春部角麻呂戸に韓人足奈売賣が「見」春部多志麻売とともに附貫する例、図10の三井田里戸番6五百木部昨戸の穂積部刀良売と大私部母知売がそれぞれ五百木部を氏姓とする娘たちと附貫する場合などを挙げる事ができる。特殊な例として図1の肩々里の国造川嶋戸の「寄人」六人部身麻呂の嫡子の足の妻になつた生科馬都売の場合がある。彼女は前夫「国造某」との間に生まれた

国造乎刀自売二四歳ほか十八・十五歳の娘を連れて再婚している。六人部身麻呂一族が川嶋戸の寄口に編戸されるに当たつて、馬都売の存在が何らかの意味を持つていたことは確かであろう。

②寄人の妻が戸主と同氏姓の場合で、半布里戸番1の石部三田戸の牟下津部安倍の妻が石部小都売であることや、同里戸番25の神人波手戸の秦人安間が妻が神人都売であることなどはその例である。

③これに似たものとして寄人の姓が戸主の妻とおなじものもある。

半布里戸番12の神人辛人の妻は牟下津部弥奈売だが、寄人に牟下津部麻呂と名多の兄弟がそれぞれの家族とともに附貫されている。春部里戸番15の六人部儒の妻は春部真志真売であるが、寄人に同姓の女性三人がいる。このほか戸主母と同姓の寄人を含む半布里戸番23の穂積部安倍戸、戸主妻と寄人の妻が同氏姓である同里戸番47の県主族身津戸の場合もこれに準じるものといえるだろう。

このように見てくると、異姓寄口にかんする御野戸籍の記載には、戸主親族と婚姻関係にあつて親族関係や同族意識で結ばれたものが含まれており、編戸に当たつてはこうした事情をも留意していたことが知られる。この点で前引の註31の拙著で異姓寄口と区別し、異姓寄口を含む戸に奴婢の所有される例の多いことから、異姓寄口と奴婢との親和性を重視した。そうした傾向の見られることは間違いないが、現在ではそのことを一面的に強調することは妥当でないと考えている。異姓寄口の発生には、戸主親族と何らかの姻戚でつながることと戸主親族より階層的に下位にあるという二つの要因があり、その

表12 郷戸内正丁(兵士を含む)中の寄口正丁の比率

	1/2	1/3	2/3	1/4	2/4	3/4	1/5	2/5	1/6	2/6	3/6	5/6	4/8	
加毛郡半布里 (54戸)	1	4	2		6		1	1	1		1			17戸
味蜂間郡春部里 (26戸)	2	3		2	1		1			1		1		11戸
本質郡栗栖太里 (17戸)	2		1		2									5戸
肩原郡肩々里 (3戸)						1							1	2戸
	5	7	2	2	9	1	2	1	1	1	1	1	1	35戸

1. 山方郡三井田里と未詳里に寄口で正丁のものは記されていない
2. 寄口の正丁数が戸主親族の正丁数を超えるものと国造大庭戸
 - 2/3—半布里県主族比都自戸、同里穂積部安倍戸、栗栖太里十市部三田須戸
 - 3/4—肩々里国造川嶋戸
 - 5/6—春部里都布江安倍戸
 - 4/8—肩々里国造大庭戸

表13 60歳以上の単独寄口

里	戸番	戸主名	戸口数	三政戸	九等戸	単独寄口系	備 考
半布里	23	穂積部安倍	20	中	下々	秦人久良売 67才	戸内に寄口として同姓の比都自・目知の兄弟家族13人あり。
〃	〃	〃	〃	〃	〃	県主族古麻売 62才	戸主母として県主族古与売62才あり。
〃	33	県主族安倍	27	上	下中	石部古理売 73才	関係不明。寄口は1人のみ。
〃	41	秦人小咋	14	中	下々	秦人若売 70才	同姓寄口。他に同姓の単独寄口(40才)あり。
〃	43	秦人堅石	11	下	下々	秦人古売 62才	同姓寄口。寄口は1人のみ
〃	48	県主族稲寸	24	中	下々	県主人意須売 62才	関係不明。他に県咋麻呂12才の寄口あり。
春部里	3	国造族坂麻呂	26	上	下々	国造族若子売 67才	同姓寄口。寄口は1人のみ。
肩々里	2	国造川嶋	26	下	下々	十市部古売 70才	関係不明。他に寄口多し。
〃	3	国造大庭	96	上	中下	六人部羊 77才	関係不明。他に寄口多し。
未詳里	1	六人部小依	20	中	下々	刑部咋売 72才	関係不明。寄口は1人のみ。

心に病をもつ者(癡狂)の場合

春部里	2	六人部加利	30	上	下々	石作部咋 17才	「戸主孫」父母の記載なし。戸主は80才。
栗栖田里	1	刑部都伎	19	中	下々	刑部得麻呂 45才	同姓の単独寄口

二つが密接に関連する場合もあったのである。

(3) 課戸としての内容を整えるために課丁を寄口として附買したと考えられる場合。

表12は寄口に課丁を含む三五戸について戸内の全課丁のなかでの比率を掲げたものである。これによると春部里戸番20の都布江部安倍戸の課丁六人中の五人と、肩々里戸番2の国造川嶋戸の四人中三人が目立っている。川嶋戸の場合については、すでに述べたように、里はもとより郡内で支配的地位を占める国造一族に属して三人の奴婢を所有することなどから川嶋が戸主となり、生科馬都売の縁で彼女を含む六人部一族を寄口とし、さらに阿刀部・阿比古の正丁・兵士たちをも寄口として課戸としての内容を整えたものであろう。

図2の都布江部安倍戸の場合、「寄人」として蜷江部塩の四人の家族と、丸部安の十一人の家族がいる。蜷江部と都布江部を同一と見ると同姓寄口となるが、異姓寄口の丸部一族には三人の正丁と一人の兵士がおり、彼らだけで中政戸の扱いを受けることのできる郷戸の核家族になることは可能であった。丸部一族が寄口であるのは、この地域への新たな移住者であった場合をも含めて、丸部安が地域社会で戸主たりうるものとして認められていなかったことによるものである。その結果、都布江部安倍戸は戸主家族だけでは一人の正丁しかいない下政戸だが、

正丁四・兵士二を成員にもつ上政戸の扱いを受けることになる。編戸にあたっては、安定した課戸の確保という支配の側の意図とともに、地域社会での階層的関係に対する配慮は確かに作用していたのである。

戸主親族より寄口の課丁数の多い例として、半布里戸番13の県主族比都自戸・同里戸番23の穂積部安倍戸・栗栖田里戸番8の十市部三田須戸などの三丁中二丁を占めるものをあげ得る。それぞれの事情はあきらかでないが、おそらく安定的に正丁・兵士の徴発可能な郷戸とすることを考慮して編戸されたものであろう。こうした場合は地域での関係をふまえながら、令制の原則によって寄口として附貫されたこととみることができる。課丁である寄口を郷戸に編成する場合、地域社会での人々の諸関係に配慮しながら、課戸としての内容を整えることも考慮していたといえよう。

(4) 自存不能な人を相互扶助的關係から寄口とする。

このほかに自らの家族的結合を持たずに単独で寄口として老年を迎えている人たちもいる。六十歳以上の単独寄口は表13の通りで、十例中九例までは女性で男性は国造大庭戸の六人部羊のみである。彼の場合は奴婢五九人を含む九六人の同戸の家政機構のあり方との関係もあり、一応除外してよいだろう。このことは、一般的には今津勝紀の指摘するように、男性の再婚率が高かったことと関係する。秦人久良売は同戸内に同姓寄口の比都自一族がおり、彼らと生活をともにしていたことを想定してよいと思う。県主族古麻売の場合は戸主母と同姓で同

年齢であることが注目され、おそらくはそうした関係から編戸されたのであろう。そのほかの七人について他の戸口との関係を探る手掛かりはない。高齢者に対する公的な生活援助としては、臨時的に行われる「賑給」や八十歳以上に対する「侍丁」などの制度もあるが、日常的には、彼ら自身が身近な生活共同者とともに生活面での一定の役割を分担しながら、その扶養を受けていたことは確かであろう。さらに家族・親族のいない場合には郷戸がその役割を担ったと見てよいと思う。「古記」が「絶戸遺産」の処分にあたって寄口を「分財なき良口」として「四隣五保」より身近な存在として取り扱っていることなどは、こうした関係を基礎とした認識にたつものであることは確かである。

単独の高齢者と似た関係にあるものとして心に病をもつ者の場合がある。御野戸籍には「癡狂」のため廢疾とされた男性が二人いる。春部里戸番2の六人部加利戸の「戸主孫」の石作部昨十七歳と栗栖太里戸番1の刑部都伎戸の刑部得麻呂四五歳である。前者は戸主の娘の生んだ子であるが父母の記載はなく単独の戸口として附貫されており、後者は同姓の戸主の戸に単独寄口として記されている。得麻呂も昨がそうであるように、それぞれにつながる同族的な縁で戸口とされたものと見てよいと思う。その意味で郷戸的結合は、親族的な相互扶助的役割を高齡の単独寄口や障害者に対してもっていたのである。

(5) 古代中国・統一新羅での寄口の不存在をめぐって

周知のように、古代中国の戸籍や「新羅村落文書」などの人身支配

のために作成された文書や記録に「寄人」・「寄口」あるいはそれに相当する用語での戸口の区分はない。寄口という戸口の区分は、国家による人身支配について中国や新羅から学びながらも日本の支配層の生みだしたものであり、そこには当時の家族・親族さらには地域社会の現実と、そうした実情をふまえて人身支配の徹底を図ろうとした支配層の対応が象徴されているといつてよい、と思われる。

古代中国での一般民衆の家族は「五口之家」として把握されていた。

このことは「漢書」地理志に、班固が「漢の極盛なり」として掲げた全国統計に「戸一二三三万三〇六二」「口五九五九万四九七八」と記している平均四・八七人であるのをはじめとし、「旧唐書」本紀開元十四(726)年五月癸卯条に「管戸七〇六万九五六五、管口四一四一万九七一二」とあって平均五・八五人となること、などによっても知られる。もとより敦煌文書をはじめ、諸地域の遺跡からの出土史料の語る家族の構成は多様であるが、大体の傾向として五人前後で十人以下を通例としていたといえるようである。³⁵⁾ その点で御野戸籍をはじめとする日本古代の戸あたりの戸口数が二〇人前後であることは、中国の「戸」と大きく異なっている。

渡辺信一郎によれば、紀元前四世紀代の一般農民であった「百姓」は、鉄製手労働用具による小規模農業経営をおこない、市場交換を媒介とする農工分業を前提として個別経営の再生産を維持していた。³⁶⁾ こうした状況はその後にも基本的に変わることなかった。古代中国では、鉄製農具の普及と社会的分業の発達という客観的条件に支えられ、そ

れを前提にして「五口之家」が個別経営としてそれなりに自立しており、国家はそれを「戸」として支配することが可能であった。

もとより、こうした関係が地域の伝統的支配層や新興の富豪層の存在、さらには任侠的な人間相互の信頼関係などによって補完されていたことはすでに指摘されており、また「同堂」という形態(いわゆる四合院)での住居から知られるような親族的結合が「五口之家」の生産と再生産にとって一定の役割を果たしたことは充分に想定しうる。

とくに後漢以降の儒教的家族道徳の重視や官人層にその尊重を求められていたことなどもあって、唐代の律令に見るような祖父母父母の在世中の別籍異財を禁じる規定も制定された。だが現実としてはそれぞれの家人の財産に対する持分は認められていて、相互の同意があれば別籍や財産分割は可能であり、個別経営の主体としての「五口之家」の自立性は公的にも社会的にも保障されていた。その点で、御野戸籍の郷戸が父母の在世中は原則として別籍せず、またすでに明らかにされているように「戸令応分条」が唐令のような財産分割法でなく遺産相続のための規定として構成されている日本古代の財産所有のあり方は、明らかに古代中国の場合と異なっていた。³⁷⁾

統一新羅の人民支配体制について貴重な内容を伝えているのは、戦後に野村忠夫によって紹介された新羅村落文書である。³⁸⁾ 同文書については旗田巍や武田幸男の詳細な全面的考察をはじめとして、日韓両国で活発な研究が行われており、尹善泰は同文書の作成年について自らの「乙未年」(六九五)年説にたつてではあるが、最近までの研究史の

表14 新羅村落文書中の「乙未年」の数値（一部）

	烟数	口数	平均	良賤		九等烟					馬牛		備考
				良	奴婢	仲下	下上	下中	下下	収座	馬	牛	
A村	11	147	13.3	138	9	4	2		5		25	22	村主位番あり
B村	15	125	8.3	118	7	1	2	5	6	1	18	12	
C村	8	72	9	72	0			1	6	1	8	11	
D村	10	118	11.8	109	9			1	9		10	8	
計	44	462	10.5	417	25	5	4	7	26	2	61	53	

A村「当県沙害漸村」、B村「当県薩下知村」、C村「不明」、D村「西原京□□□村」
 村主位番は「烟受有番」中にあり、約20パーセントを占める（番=水田の韓国文字）。
 新羅村落文書の釈文は註(40)の宋浣範論文による。
 数値は「乙未年」の本文のもの。「追記」は省略

家族などの二〇人を越える戸の存在したことも予想できる。だが全体として十人前後が人身支配の単位としての「烟」であったことは動かない。

この史料から知られるところでは、「烟」を統括支配する単位は村

成果を簡潔にまとめており、宋浣範も同文書の新たな釈文を作成するとともに研究目録を作成して四期に区分し、それぞれの時期での論争点を紹介している。論争を含む研究史の内容に立ち入るつもりはない。表14は、同文書中の「別記」を除く「乙未年」のいくつかの項目の数値を掲げたものだが、注意したいのは、A・B・C・Dの四村の総烟数四四の総人口が四六二人で平均十人程度であることである。もとより村による差はあり、馬牛の所有数が多く、地域の公的支配権の認められた有力首長である「村主」の「位番」の集中するA村の場合の平均は十三・三人であり、A村内におそらく村主

主の支配する「村」であり、村は山林・水田・陸田・麻田・果樹園などを含む一定の地域を管轄する領域として公的に認められ、人身支配は十人程度の「孔烟」を単位にして仲上・下上・下中・下下と収座に区分されて負担を課せられていた。注目されるのは馬や牛が相当数存在することで、これらを利用した畜耕が行われていたことは充分に推定できる。八〜十五烟からなり七二〜一四七人規模の人々によつて構成される「村」が公的負担を負う単位として国家から認められ、馬牛が村単位にその増減が集計されていることなどからすると、村単位の結合は村主の存在や国家的負担の単位とされたこともあつて相当に強かつたと見てよいだろう。馬牛がどのように所有・飼養・使役されていたかは不明だが、さまざまな形をとつてではあるうが、一般農民も畜力を利用できたとみてよく、約十人からなるそれぞれの「烟」は、こうした「村」的結合や畜力利用などの条件に支えられて、公的負担を負う単位としてそれなりに個別経営を営んでいたと見てよいと思う。「収座」に見られる村への移入や「孔亡廻」に見るような移出などの人口移動もあるが、こうした関係は基本的に変わらなかつたと思われる。

もとより両国の個別経営の実態についてはより慎重に検討すべき課題も多く、以上のような私見は現在の段階で私の理解しえた範囲での概観にとどまるものでしかない。だが古代中国や統一新羅の場合、奴婢所有を別とするならば、「戸」内に遠縁の親族や非血縁の良民を労働力として含む必要性は、社会的にも公的にも切実な課題ではなかつたとみてよいのではなからうか。

(6) 寄口の存在と「郷戸」

中国や新羅の支配単位に比べて、御野国戸籍を含む日本古代の郷戸の規模は二十人程で遙かに多かった。寄口問題はそうした全体的な傾向の中のひとつの要素として存在する。寄口については前述のように、

①同姓・異姓を問わず戸主家族と親族関係にあるが、当時の公的な親族称呼では表現できない関係にあるもの、②異姓寄口には戸主と同姓の男性と結婚して子女を生んだ後に夫を失った女性や、戸主家族中の婚姻によって含まれている異姓の女性と同族関係にあるもの、③身寄りのない高齢者や心に病を持つために自存できない人たちを相互扶助するために附貫されたもの、④郷戸の課戸としての内容を整え、また成年男子の労働力を安定的に確保するため課丁を附貫させて寄口とする場合などがあった。当時の人々は「核」となる成年男子の家長戸主を中心に、男系・女系を問わずできるだけ身近な親族たちと二十人前後の規模で郷戸を形成しようとする志向性を、社会的にも公的にも持っていたのである。

七世紀後半から八世紀初頭の日本社会での一般農民の間での鉄製農具の普及状況や、農民たちが日常的に市などの社会的分業にどの程度に依存していたかについては、いくつかの優れた研究もあるが、それらと民衆生活の実態との関連についてはなお多くの問題が残されている。さし当たって指摘しておきたいのは、「父母と子」あるいは「母と子ブラス夫」からなる単婚小家族的結合は消費単位ではあるが、住居近辺の菜園の耕作を別とするならば、生存に必要な生産・再生産活

動を自立的におこなう個別経営の主体ではなく、灌漑に依存する水田耕作を主とするため、水利を掌握する首長層や公的諸機関への日常的な依存関係を免れなかったことである。

その一方で、儀制令「春時祭田条」とその古記から知られる春の予祝祭や秋の収穫祭などの神祭りを中心とした村落の結合は確かに存在した。だが、田植などの農繁期の労働力を互いに無償で提供しあうというような生産や再生産にかかわる共同体的関係は、古くにはその存在を想定されるものの、七世紀中葉期から九世紀代には貧富を問わず「魚酒」等を提供することによって得られる雇用労働に依存する関係にあった。こうした問題についてはすでに述べたことがあり、その論点についていくつかの批判も受けているが、基本的に改める必要はないと考えている⁴³。また「公私共利」という形で未利用の山川藪沢に対する共同利用の権利は認められていたが、九世紀段階に「民要地」としてその権利が保障されるまでは、その権利はすこぶる曖昧であり、新羅に見られるような特定の「村」の領域として公的に認められたものではなかった。

農工分離が未熟で交換経済の未発達な社会段階で、首長や公的機関の担う公共的機能が支配と収奪のための手段となり、農民たちの生産と再生産のための村落規模での相互扶助的な共同組織も存在しないという状況の下では、彼らは生活を維持してゆくためにもっとも身近な親族関係を重視しそれに依存せざるを得ない。とくに多産多死で平均寿命が三十歳前後でしかなく、畜力利用の機会に恵まれずにもつぱら

人力に依存し、自然的条件の変化に弱い不安定な農業生産をめぐる状況がこうした関係を強める。このような農村社会の現実が、中国や新羅とは異なつて戸主となつた成年男子の親族関係を基礎に、ある程度の労働力を確保できる二十人前後の郷戸を出現させるもつとも大きな理由であり、そうした人的結合を可能にしました補完するために「寄口」という戸口区分が生み出されたのである。そのことは「郷戸」という区分が、単なる家族や親族の結合を表現するものではなく、基本的に個別経営の主体を編成したものであることを示している。つまり「郷戸」は当時の個別経営の人的構成を国家の側で法的擬制を加えながら編成したものであるところにその本質があり、「寄口」はそのことをもつとも集中的に体现したものである。

こうした郷戸的結合を捉えるうえで家父長的世帯共同体概念はなお有効であると、私は考えている。ただしその内容はエンゲルスが「起源」で考慮していたような内容とはさまざまな点で異なっている。「起源」の想定する家父長的世帯共同体の場合、成員構成は安定して互いに成員権を持ち、持続的で一体的な経済的共同体を構成する。郷戸の場合、戸主親族はもちろん、寄口も「流動性」を持っており、成員構成は不安定である。律令政府の側でもこうした流動の事実を認め、それを公的に掌握するために「陸奥戸籍」で知られる「戸口損益帳」や天平五年(733)の戸口の移動を記載する「右京計帳」なども作成されていた。郷戸構成の流動性については、早く石母田正が「古

代家族の年代記」として指摘しており、岸俊男も戸口構成の異動の事実を明らかにし、私もかつて畿内地域での下級官人となつた中間的階層の場合を基礎にして、小家族的結合を保持しながら同一郡内で同族が戸主である戸に対して流動する傾向をもつていたことを述べたことがある。こうした全体としての傾向の中で寄口は最も流動的な部分であつたとみてよいと思う。

つまり郷戸の構成する家父長的世帯共同体とは、「起源」のそれとは異なつて、小家族的結合とそれを単位にした流動性を内包しながら、それぞれの時期に戸主親族を中心にして形成される相互扶助的要素を持ち、比較的緩やかではあるがそれなりのまとまりをもつ個別経営の主体であり、それゆえに公的支配の単位ともなりえたのである。その意味で郷戸は戸籍作成時点での個別経営の主体に一定の法的擬制を加えて表現したものであるといふことができる。

「寄口」という「称呼」は、こうした関係のなかで遠い親族やそれ以外の人々をも郷戸の構成員とすることを公的に認める制度として生まれた。先述のように、御野国戸籍では寄口で奴婢を所有する例がまったくなく、また多妻慣行とも無縁であつた。そのことは寄口が戸主家族より低い階層的地位にあつたことを示している。現存の戸籍では豊前国仲津郡丁里の川辺勝法師戸の寄口の無姓の金麻呂が奴一名・婢二名を所有するのが唯一の例で、妾を持つ寄口も丁里に二例に見られるだけであるが、このことは丁里戸籍の特殊性との関係で理解すべきことで、一般化には慎重でなければならない。その意味で御野国戸籍

に見られる寄口の諸特徴とそれを含む郷戸構成は、この時期の一般的な傾向を示しているともみてよいのである。

むすびにかえて——地域社会の階層的構成——

御野国戸籍を検討して、郷戸は戸主とその親族を中心にした個別経営の主体に一定の法的擬制を加えて編成されたものであり、その歴史的性格を小家族的結合の流動性を内包する家父長的世帯共同体と見ることができるとした。その場合、特定の家長を地域の社会的な人的関係をふまえた上で、国家(具体的には郡)の側で戸主として選定することが大きな意味を持つていた。その意味で郷戸を国家の側から一方的に編成されたもので社会的実体と無関係な存在であるかのように扱うことには賛成できない。こうした認識は私にとっては以前からのものであったが、前述のように厳しい批判も寄せられているので、戸主母論と寄口論を中心に理解するところを述べた。

こうした郷戸認識を基礎にしてさらに検討する必要があるのは、郷戸構成の階層による差異である。御野戸籍の郷戸の階層構成をめぐっては、宮本救の多角的な研究^④もあるが、以下では私の理解するところを簡潔に述べることにする。その階層は、国造大庭戸にみられる伝統的首長層、県造吉事戸などの有力家父長層、県主族牛麻呂戸などの同族的結合関係で上位にあつたと推定されるもの、そのほかの大多数の一般農民たちの四階層に大別できる。このような諸階層を生んだのはこの時期に機能していた社会的結合に関する三つの要因によってであ

る。第一は前代以来の氏姓にも象徴されている伝統的な首長的関係、第二は奴婢所有の有無に象徴される家父長的関係、第三は郷戸的結合の前提ともなっていた同族的結合関係で、それぞれには程度の差こそあれさまざまな形で上下の序列関係があり、大多数の農民はそうした諸関係の交錯する中で下位に位置づけられていた。

こうした階層関係を示しているのは、九等戸の区分と奴婢所有の状況で、表6はその上位の郷戸を示したものである。前述のように大宝二年段階での九等戸区分の基準は不明だが、里内の約五十戸を中下戸一・下上戸二・下中戸七・九・他の四〇〜四二を下下戸とする区分は、地域社会でそれなりに認められていた階層構成を国家の側で定めた一定の数的な目安に従って示したものと見てよいと思う。なお、こうした数的な目安が中国や統一新羅にもあつたか否かは明らかでない。唐での九等戸の区分については多くの研究もあるが、近年に発掘・紹介された蒲昌県文書によって、日本古代では郡領に相当する県令が、郷域内の父老らと立会いのうえ戸等の昇降を決定していたことが知られた。^⑤日本古代の九等戸の区分決定手続きに関する史料は残されていないが、おそらくこれに類似する方法で一定の数的目安を基礎にして行われていたとみてよいだろう。

(一) 伝統的首長層について

中下戸で内容の判明するのは肩県郡肩々里の国造大庭戸と加毛郡半布里の県造吉事戸である。両者はそれぞれの里で第一位を占めるが格

段の差がある。大庭戸の構成は図11の通りである。大庭の次子で七歳の「小万」が、その後『続日本紀』神護景雲二年(768)閏六月庚戌条・宝亀元年(770)四月癸巳条に国造雄万として見え、後者では美濃国肩栗郡少領として国分寺に私稻二万束を献じて外授五位下に叙せられている。このことは早く門脇禎二の指摘するところである。国造とのみあるが、同郡が本巢郡に隣接する位置にあることから本巢国造であった可能性が強いとされてきたが、それでよいと思う。同氏は大化前代以来の伝統的首長一族であり、律令制下でも郡領の地位を占めた。大庭は大宝二年段階で郡領ではなかったが、母や妻も国造氏であり、その記載区分に問題のある可能性もあるが、妻が奴八人・婢二十九人を所有し、戸主の奴二二人を上まわっていることも注目される。おそらく妻は国造本宗家と密接な関わりがあり、そうしたこともあって「小万」は後年に郡少領の地位を得たものであろう。

それにしても戸主親族十八人・異姓寄口十九人・奴婢五九人の九六人からなる経営体とはどのような内容をもっていたのであろうか。大庭戸の人的構成で注目されるのは五九人の奴婢の存在である。この奴婢数は戸籍計帳によって知られる在地豪族の中で最多数で、その内容は図11の通りである。御野戸籍では所有者別に奴と婢に分けてそれぞれの血縁関係を記すため、夫婦単位の奴婢家族の構成は明らかでない。だがこうした記載様式にも拘らず、親子・兄弟・姉妹などのまとまりを持つものが十三グループも見られ、戸主妻の所有する奴の「小足」に「乱子」の頭記があつて戸主の所有する奴の「乱」の子であること

を示すことなどからすると、奴婢たちがそれなりの家族生活を営んでいたことは確かであろう。家族を持つ奴婢には「家人」として個人単位の奴婢とは区別され、「累代の賤隸」としてその「私業」を認められ、所有者による「尽頭驅使」の禁じられたものも存在した。律令によつて新たに良民を奴婢とすることを禁じられ、古代ローマのように軍事的征服によつて捕虜を奴隸として獲得する機会がなかった日本古代では、あらたな奴婢の供給は奴婢家族による「生益」に依存するほかはなかった。彼らがどのように使役されていたかは不明だが、単なる家事労働や課役の代理労働にとどまらず、各種の生産労働に従事したとみてよいと思う。雄万が宝亀元年(770)の段階で上田四〇町の獲稲に相当する稲二万束を献納できたことは、彼のもとで大宝二年段階のような人的構成を持つ経営体が、形を変えながらも維持されていたことによるものであろう。

(2) 有力家父長層について

半布里の県造吉事戸は中下戸であつても国造大庭戸とスケールが違い、親族二七人と異姓寄口四人と奴婢十三人の四四人からなる。「県造」の氏姓についてはかつて検討したことがあり、この御野国戸籍の事例を唯一の例外として、史料で知られる他のすべての県造は六世紀代以降に伊勢神宮と関わりのある「県」を統括する首長であつた。そのことからこの県造も伊勢神宮と関係するのではないかと述べたことがある。御野戸籍の検討を進める過程で、その可能性もあるが、御野

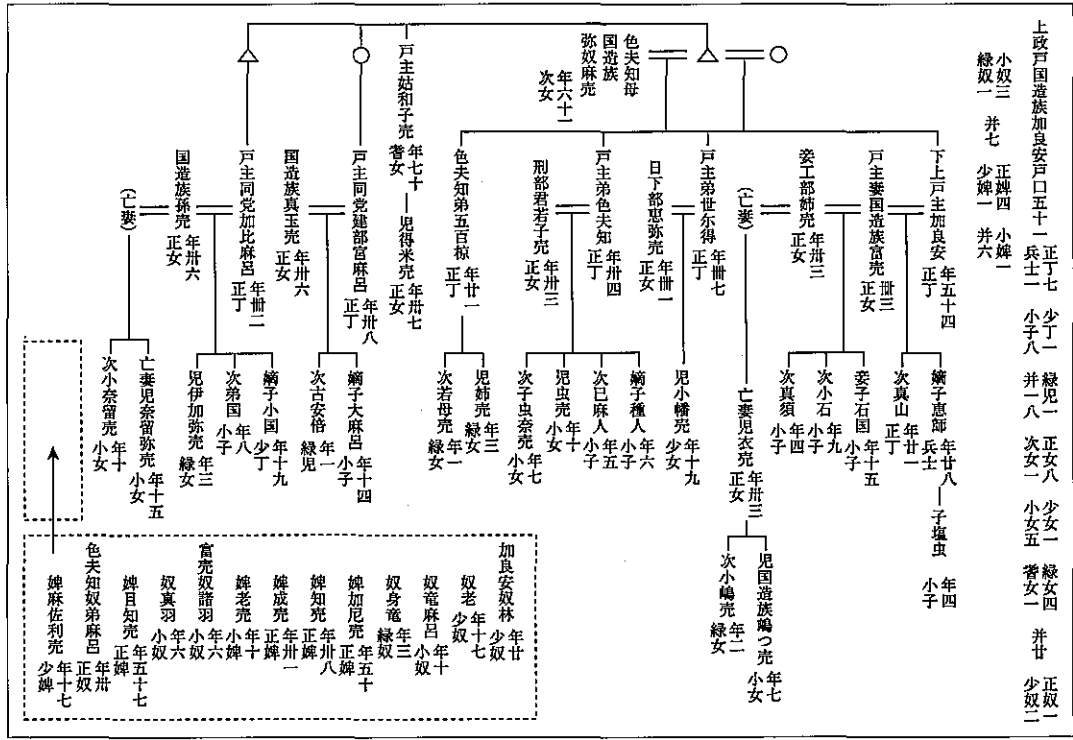


図12 春部里9 日古①3P 統紀史料①370~1P

戸籍の県造に神宮との関係を示す明証を見出せないこと、本郡の有力氏として半布里戸籍の末尾に加毛郡主帳として進大初位下県主弟麻呂の名が見えることなどから、かつて野村忠夫が述べたように、県主一族の一部が六世紀代以降に氏族として自立して「県造」と称したとみるのが妥当であろうと考え直すに至った。この場合、評制下に「五十戸造」の職名の生まれたことも重視する必要がある。いずれにせよ県造の氏姓はそれ以前の県主の氏姓を基礎にして、六、七世紀代に生じたものであることは確かである。

以上のように見ると、県造吉事戸はさきの国造大庭戸が伝統的首長層であったとは異なって、六世紀代以降に台頭した有力家父長層の一例と見ることが出来る。先述のように、戸主母の奈尔毛壳は里内で最多の十三人の奴婢を独占的に所有する家刀自であり、彼女がどのような公的地位を占めていたかは不明だが、地域では誰しものみとめる実力者であったことは確かであろう。墨書土器によつて八世紀後半期に半布里で「里刀自」という地域を代表する女性に対する尊称のあったことが知られるのだが、八世紀初頭にその称呼がなかったとしても、彼女がそれに相当する地位を占めていたと見てよいと思う。

味峰間郡春部里の下上戸にランクされている国造族加良安戸は、親族三八人と奴婢十三人の五一人からなる郷戸で、その構成は図12のとおりである。この国造が御野国の本巢国造・牟下都国造あるいは地名を氏名としない国造であったのかは明らかではないが、「国造族」を称する加良安の一族が、六世紀代にその職位を占めた国造氏の配下に

あつたことは確かである。彼が八人・妻が三人・弟が二人の奴婢を所有していたことからすると、少なくとも父の世代から地域社会で一定の地位を占めていた有力家父長のひとりであつたと見ることが出来る。

春部里戸籍には残されていないが、中下戸の郷戸のいた確率は高く、より多くの奴婢を所有していた戸の存在も予想しうる。だが五十戸からなる里内に数人の有力家父長の存在はありうることで、加良安をその一人と見ることに何の問題もない。彼らは本拠地での経営基盤を確立し、それによって地域社会での支配的地位を占める道を進んでいたのである。「日本霊異記」に登場する多くの富豪たちのうちのいくつかにその一端を見ることが出来る。

こうした有力家父長のうち地域社会で代表的地位を占めたものが、七世紀中葉期には「村首」と称された。彼らは土地人民を所有する支配層の末端に位置し、律令制以前には地域社会での慣習的な公的秩序を人格的に体现する存在であつた。彼らをそれまでの伝統的首長と異なる村落首長として把握しうることにについては、はじめに述べたとおりである。ただし有力家父長層のすべてが村落首長であつたのではない。また律令体制の確立後、彼らの担った地域の慣習的秩序はそれ自体としては公的な意味を持たず、国衙や郡衙に奉仕する地方下級官人となることなどによって、律令体制を補完する役割を担ってゆくことになる。こうした状況は伝統的首長層の場合も同じであつて、彼らは律令体制の下で郡領などの地方官人や令制国造などに選任されることによつて、地域社会での自らの支配的地位を確保することになるが、

そのことは彼らの保有する首長的權威が公的な律令的支配体制を補完する役割を担うことになつたことを示すものなのである。^⑧

(3) 同族結合と序列觀念

このほか、下上戸にランクされていて奴婢をもたない半布里戸番6の県主族牛麻呂戸や一人の婢を持つだけの戸番38の秦人甲戸が存在する。彼らは同里内の十五戸の県主族集団や二戸の秦人集団の同族集団を代表する地位を占めたもので、奴婢所有に象徴される有力家父長とは異なる存在であり、民衆の中に同族内での序列觀念が生きていることから九等戸の上位にランクされたものと見てよいと思ふ。彼らなぜそのような扱いを受けたのかについては個別の検討も必要であるが、立ち入らなくておく。^⑨奴婢を所有しないで下中戸にランクされている戸も同様に同族内の序列觀念によるものである。この点で県造一族三戸のうち、吉事戸の他の二戸では、戸口数十三人で戸主が一人の奴しか所有しない荒嶋戸が下中戸で、戸口数三二人で奴婢三人を含む紫戸が下下戸であることも、こうした同族内の序列觀念からのものとみてよいだろう。先に郷戸形成に当たつて戸主を中心とした身近な親族でまとまろうとする志向性が見られるとしたが、九等戸のランクにも同族内の序列觀念が働いていることは、当時の地域社会での社会的結合のあり方を考えるうえで注意すべきことと思われる。

以上、戸籍の記述を基礎に階層的構成とそれを成り立たせている社

会的結合のあり方について述べた。もとより当時の人々の社会的結合のための要素は前述の三つだけではない。仏教による寺院・村堂などの建立やそこでの説法・儀式・写経などへの参加、地域の平安や繁栄を祈るために村の社で行われる春秋などの神祭りの主催や参加、さらには自らの祖先である「七世父母」に対する供養など、広義の宗教的結合は人々にとって大きな意味を持っていた。このほかに重視しなければならぬのは「村」として史料に現れる地縁的結合の問題である。確かに地縁は人々を結び付ける大きな契機である。だが中世以降の農村がそうであったような決定的役割を、地縁的關係は古代で担っていたのであろうか。集団的な新開地開発の場合などは別として、古代の場合、先述の首長的・家父長的・同族的・宗教的關係などの諸契機が複雑に絡み合いながら人々の地縁的な結びつきを形成していったのではなからうか。そうした予測もあつて、本稿では「村」の問題を重視しながらもそれ自体として取り上げなかった。戸籍によって郷戸構成における戸主を中心とした人と人との結びつきのあり方から、この時期の個別経営の人的構成の内容の歴史的特質をどの程度に解明できるかを主題としたからである。今後、諸階層の個別経営における生産・再生産活動とその相互關係の具体的検討、律令國家の支配体制と地域での社会的結合の關係とその矛盾などをあまえて、古代の「村」のありようを具体的に追及してゆきたいと考えている。

【註】

- (1) 中村哲「奴隸制・農奴制の理論」東京大学出版会 77年
- (2) 門脇禎二「日本古代共同体の研究」東京大学出版会 60年
- (3) 近藤義郎編「佐良山古墳群の研究」津山市 52年
- (4) 拙著「日本古代村落史序説」塙書房 80年(A)、同「古代日本の國家形成」新日本出版社05年(B)など。
- (5) 石母田正「日本の古代國家」岩波書店 71年
- (6) 早川庄八「律令國家」小学館 74年(A)、吉田孝「律令國家と古代の社會」岩波書店 83年(B)、明石一紀「日本古代の親族構造」吉川弘文館 90年(C)、義江明子「日本古代女性史論」吉川弘文館 07年(D)
- (7) こうした見地に立つ研究も数多いが、小林昌二「日本古代の村落と農民支配」塙書房 00年を挙げるにとどめる。なお考古学の分野では、どのような内容を考えるかについての差もあるが、ほとんど個別経営の存在を前提に社會構成が論じられている、と私は理解している。
- (8) 岩永省三「古墳時代親族構造論と古代國家形成論」九州大学総合研究博物館研究報告「創刊号」03年
- (9) 山尾幸久「日本古代國家と土地所有」吉川弘文館 03年
- (10) 関口裕子「日本古代婚姻史の研究」上・下、塙書房 93年、同「日本古代家族史の研究」上・下、塙書房 04年
- (11) マルクス「モーガン」古代社會「摘要」マル・エン全集 補卷4所収 大月書店 77年
- (12) ウェーバー「支配の社會學」世良晃志郎訳 創文社 60年
- (13) 阪上康俊「古代國家をどうとらえるか」『歴史評論』693号 08年
- (14) 註6(B)・(C)に同じ。
- (15) 田中良之「古墳時代親族構造の研究」柏書房 95年、同「骨が語る古代の家族」吉川弘文館 08年。
- (16) 清家章「近畿古墳時代の埋葬原理」『考古学研究』49—1 00年
- (17) 南部昇「日本古代戸籍の研究」吉川弘文館 92年
- (18) 杉本一樹「日本古代文書の研究」吉川弘文館 01年

- (19) 中田興吉「日本古代の家族と社会」清文堂 07年
- (20) 今津勝紀「日本古代の村落と社会」『考古学研究』50—3 03年、同「古代家族と共同体」『宮城学院女子大学「研究年報」38号 04年など。
- (21) 「ミノ」の用字は大宝令(70)までは「三野」、以後和銅元年(708)前後ごろまで「御野」、以後は「美濃」と改定されている(野村忠夫「古代の美濃」16—17ページ教育社80年)。以下での国名表記はこれによる。
- (22) 岸俊男「日本古代籍帳の研究」塙書房282—284ページ73年(初出52年)。このほか宮本教「日本古代の家族と村落」吉川弘文館333ページ06年など。
- (23) 新川登亀男・早川万年編「美濃戸籍の総合的研究」東京堂出版03年
- (24) 新川「里の成り立ちと三政戸制」註23所収
- (25) 新川「里の成り立ちと九等戸制」註23所収
- (26) 水口幹記「戸主の地位と継承」註23所収
- (27) 律令研究会編「訳註日本律令 二」360—361ページ(東京堂出版75年)に「凡」祖父母父母在、而子孫別籍異財者、徒二年」とある。
- (28) 関和彦「古代戸籍の基礎的考察—姻戚関係の析出—」『続日本紀研究』219—67年
- (29) 富加町教育委員会「東山浦遺跡」78年、同委員会「富加町内遺跡発掘調査報告書」06年、渡辺博人「美濃の集落」註23所収
- (30) 荒田目条里遺跡「木簡研究」17号98—103ページ95年。里刀自の問題をめぐっては、平川南「里刀自小論」『国立歴史民俗博物館研究報告』66号96年、小林昌二「九世紀農村の経営と労働編成の一考察」註7前掲書、義江明子「田夫」「百姓」と里刀自」註6(D)、鈴木晴美「刀自」再考—人名が尊称か—」『古代史の研究』14号08年などの有益な研究が論争を含みながら進められている。詳細については立ち入らないが、普通名詞としての「里刀自」には「里」を代表するような地位を占めている女性に対する尊称の意味が含まれている、と理解していると述べるにとどめる。
- (31) 拙著「日本古代社会構成史論」第三章 塙書房68年
- (32) 杉本一樹 註18、井上亘「奇人からみた戸」註23所収
- (33) 神佳子「夫婦の同籍と片籍」註23所収
- (34) 註23付録4参照
- (35) 池田温「中国古代籍帳研究 概観・録文」東京堂出版会76年
- (36) 渡辺信一郎「百姓の成立—中国における国家の成立に寄せて—」前川和也・岡村秀典編「国家形成の比較研究」216ページ 学生社05年
- (37) 日唐の応分条の比較研究については中田薫「養老戸令応分条の研究」(同「法制史研究」第一巻 岩波書店25年)、滋賀秀三「中国家族法の原理」創文社67年など参照。
- (38) 野村忠夫「正倉院より発見された新羅の民政文書について」『史学雑誌』62—4 53年
- (39) 旗田巍「新羅の村落—正倉院にある新羅村落文書の研究—」(同著「朝鮮中世社会史の研究」法政大学出版会72年 初出53年—54年)、武田幸男「新羅の村落支配—正倉院所蔵文書の追記をめぐって—」『朝鮮学報』81輯76年
- (40) 尹善泰「新羅村落文書研究の現状」註23所収
- (41) 宋浣範「正倉院所蔵「華嚴経論内貼文書」(いわゆる新羅村落文書)について」『東京大学日本史学研究室紀要』第7号03年
- (42) 原島礼二「日本古代社会の基礎構造」法政大学出版会68年、浅香年木「日本古代手工業史の研究」法政大学出版局71年、鬼頭清明「律令国家と農民」塙書房79年、都出比呂志「日本農耕社会の成立過程」岩波書店89年、村上恭通「古代国家成立過程と鉄生産」青木書店07年等。
- (43) 註4拙著(A)。この問題についてはあらためて論じたい。さし当たって梅田康夫「日本古代における「魚酒」の提供」「金沢法学」36—1・2 94年、楠木謙周「日本古代労働力編成の研究」塙書房96年、義江明子註30論文を挙げるにとどめる。
- (44) 「民要地」をめぐる研究は数多いが、戸田芳実「日本領土制成立氏の研究」岩波書店68年、小林昌二註7など参照。
- (45) 石母田正「古代家族の形成過程」『著作集』第2巻 岩波書店88年(初

出42年)

(46) 岸俊男「いわゆる『陸奥戸籍』について」、同「但波吉備麻呂の計帳手売をめぐる」、『日本古代籍帳の研究』所収 塙書房 73年

(47) 註31拙著第2章

(48) 同上第3章

(49) 宮本教註(22) 著書

(50) 池田温前掲書69ページ

(51) 門脇禎二 註2前掲書

(52) 家人が家族をもつ奴婢で「私業」を持ち「尽頭驅使」の禁じられた存在であったことについては、石母田正「古代における奴隷の一考察 ―その進化の過程について―」(『著作集』2 初出42年)の古典的名論文がある。拙稿「氏賤・家人・奴婢の關係について」(『続日本紀研究』10-6・7 63年)ではその存在形態については支持しながら、これを労働奴隷の進化したコロヌスと位置づけることを批判した。神野清「『家人奴婢論批判序説』(弥永先生還暦記念『日本古代の社会と経済』上巻 吉川弘文館 78年)、同「律令国家と賤民」(吉川弘文館 86年)では、家人が家族と私業を持つことに批判的だがその論点には賛成できない。

(53) この地域の豪族の本拠を考えるうえで示唆に富むのは、美濃国武儀郡(関市の弥勒寺官衙遺跡群)に関する長年の調査をふまえた田中弘志の優れた解説「律令体制を支えた地方官衙」(新泉社 08年)である。同遺跡からは七世紀後半以降の豪族の館、法起寺式伽藍配置をもつ白鳳期建立の弥勒寺、評段階から郡段階にかけての庁・正倉・厨などの官衙遺跡群、水にかかわる祭祀遺跡、いくつかの鍛冶遺構などが検出されている。もとより豪族館そのものではないが、荘厳化された主屋・儀式・祭祀・管理・倉庫・手工業などの機能を持つ場のある点で共通するところのあることに注意したい。なお群馬県域を対象として居館と地域社会の關係を総合的に検討した若狭徹「古墳時代の水利社会研究」(学生社 08年)も有益である。

(54) 拙稿「県造小論」(岸教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上) 塙

書房 84年)

(55) 拙著 註4 (B) 196ページ

(56) 註21 前掲書

(57) 野村忠夫「国造姓についての一試論―カバネのな称呼としての国造―」

『信濃』24-7 72年

(58) 上巻2、中巻16・32・34、下巻22・25・26など

(59) こうした律令体制成立後の首長的關係の支配体制のなかでの役割変化の概要については、拙稿「首長制論」(『日本村落史講座』総論 雄山閣 92年)に述べた。

(60) ここでは同族間の階層構成について一般的に述べるにとどまった。新川は註25の論文で秦人甲や県造荒嶋がそうした扱いを受けた個別的事情について興味深い見解を述べている。

(岡山大学名誉教授)